# 第 23 期

# 事業報告書

自 2022 年 4 月 1 日

至 2023年3月31日

公益財団法人 財務会計基準機構



# 事業報告書目次

| I. 会計基準に関する事業                                                                    |             |
|----------------------------------------------------------------------------------|-------------|
| 1. 我が国における会計基準の開発に関する事業                                                          |             |
| (1) 企業会計基準委員会による企業会計基準等の開発                                                       | 1           |
| (2) 当財団による企業会計基準委員会の基準開発に対するガバナンス                                                | 2           |
| 2. 国際的な会計基準の開発への貢献に関する事業                                                         | 3           |
| (1) 国際的な会計基準の開発に関する意見発信等                                                         | 3           |
| Ⅱ. サステナビリティ開示基準に関する事業                                                            | 4           |
| 1. 我が国におけるサステナビリティ開示基準の開発に関する事業                                                  |             |
| (1) サステナビリティ基準委員会によるサステナビリティ開示基準の開発                                              | 4           |
| (2) 当財団によるサステナビリティ基準委員会の基準開発に対するガバナ:                                             | ンス5         |
| 2. 国際的なサステナビリティ開示基準の開発への貢献に関する事業                                                 |             |
| (1) 国際的なサステナビリティ開示基準の開発に関する意見発信等                                                 | 5           |
| III. 当財団による IFRS 財団の活動への協力                                                       | 6           |
| 1. 国際的な会計基準及びサステナビリティ開示基準の開発に関する当財                                               |             |
| (1) IFRS 対応方針協議会の開催                                                              |             |
| (2) 当財団と IFRS 財団によるステークホルダーイベント開催及び IFRS 財                                       | 団と東京のアジア・オセ |
| アニアオフィスへの支援を拡大するための覚書の締結                                                         |             |
| (3) 国際会計・サステナビリティ開示人材の開発                                                         |             |
| 2. IFRS 財団への資金拠出                                                                 |             |
| 3. IFRS 財団による公表物の翻訳及び周知                                                          | 8           |
| Ⅳ. 調査研究、広報・研修に関する事業                                                              | 8           |
| 1. ディスクロージャーに係る検討                                                                | 8           |
| 2. セミナーの開催                                                                       |             |
| 3. 広報活動                                                                          | 9           |
| V. 当財団のガバナンスに関する事項                                                               | 10          |
| 1. 組織図                                                                           | 10          |
| 2. 評議員会の開催状況                                                                     | 11          |
| 3. 理事会の開催状況                                                                      | 12          |
| 4. その他の委員会の開催状況                                                                  | 14          |
| VI. 会員に関する事項                                                                     | 16          |
| 1. 会員の加入状況及び会費収入の状況                                                              |             |
| 2. 上場会社の加入状況                                                                     | 17          |
| VII. 決算報告等                                                                       | 18          |
| VIII. 評議員、役員等の状況                                                                 | 31          |
| 1. 評議員、役員等の名簿(2023年3月31日現在)                                                      |             |
| 2. 評議員、役員の異動                                                                     |             |
| IX. 企業会計基準諮問会議委員の状況                                                              |             |
| <ul><li>1. 企業会計基準諮問会議委員の</li><li>1. 企業会計基準諮問会議委員の名簿(2023 年 3 月 31 日現在)</li></ul> |             |
| - L - 上未云引卒午诒问云硪安貝の石牌(2023年3月31日現仕)                                              | 33          |

| 2.   | 企業会計基準諮問会議委員の異動                          | 34 |
|------|------------------------------------------|----|
| Χ.   | サステナビリティ基準諮問会議委員の状況                      | 34 |
| 1.   | サステナビリティ基準諮問会議委員の名簿(2023年3月31日現在)        | 34 |
| 2.   | 2022 年 7 月発足後のサステナビリティ基準諮問会議委員の異動        | 35 |
| XI.  | 企業会計基準委員会委員等の状況                          | 35 |
| 1.   |                                          |    |
| 2.   | 企業会計基準委員会委員の異動                           |    |
| XII. | サステナビリティ基準委員会委員等の状況                      | 37 |
|      | サステナビリティ基準委員会委員等の名簿(2023 年 3 月 31 日現在)   |    |
|      | 2022 年 7 月発足後のサステナビリティ基準委員会委員の異動         |    |
|      | 附属明細書 1)企業会計基準委員会及び専門委員会等の開催状況           |    |
| (ß   | 附属明細書 2)企業会計基準委員会の委員·研究員が参加した主な国際会議      | 45 |
|      | 附属明細書 3) サステナビリティ基準委員会の開催状況              |    |
| (B   | 附属明細書 4) サステナビリティ基準委員会の委員・研究員が参加した主な国際会議 | 48 |

公益財団法人財務会計基準機構(当財団)は、一般に公正妥当と認められる会計基準及びサステナビリティ開示基準の調査研究・開発、国際的な会計基準及びサステナビリティ開示基準の開発への貢献並びにディスクロージャー及び会計に関する諸制度の調査研究を主な目的として活動としている。

このうちサステナビリティ開示に関連する活動に関しては、前期(第 22 期:2021 年 4 月 1 日から 2022 年 3 月 31 日)に当財団の定款を変更し目的に追加した。また、サステナビリティ開示基準に関する国際的な議論が急速に進んでいることから、2022 年 1 月に SSBJ 設立準備委員会を設置し活動を開始した。

当期(第 23 期:2022 年 4 月 1 日から 2023 年 3 月 31 日)は、SSBJ 設立準備委員会の活動を継続するほか、2022 年 7 月に、我が国におけるサステナビリティ開示基準の開発及び国際的なサステナビリティ開示基準の開発への貢献を目的とするサステナビリティ基準委員会を設置し、SSBJ 設立準備委員会の活動を引き継いでサステナビリティ開示に関する活動を本格化させている。

このような状況の下、当財団では、当期において、会計基準に関する事業及びサステナビリティ開示基準に関する事業を中心として、以下に記載する事業を実施した。

#### I. 会計基準に関する事業

- 1. 我が国における会計基準の開発に関する事業
  - (1) 企業会計基準委員会による企業会計基準等の開発

企業会計基準委員会は、日本基準の開発及び修正国際基準(国際会計基準と企業会計基準 委員会による修正会計基準によって構成される会計基準)(以下「修正国際基準」という。)の開発を行っている。

企業会計基準委員会が 2022 年 8 月に公表した中期運営方針では、我が国の上場企業等で 用いられる会計基準の質の向上を図るために、日本基準を高品質で国際的に整合性のとれたも のとして維持・向上を図るとともに、国際的な会計基準の質を高めることに貢献すべく意見発信を 行っていく必要があることを、基本的な方針として掲げている。

#### ① 日本基準の開発

当期においては、以下の企業会計基準、企業会計基準適用指針及び実務対応報告(以下「会計基準等」という。)の開発を行った。

#### 【公表した会計基準等】

- > 実務対応報告第 43 号「電子記録移転有価証券表示権利等の発行及び保有の会計処理 及び開示に関する取扱い」(2022 年 8 月 26 日)
- ▶ 改正企業会計基準第 27 号 「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等(2022 年 10 月 28 日)
- ⇒ 実務対応報告第44号「グローバル・ミニマム課税に対応する法人税法の改正に係る税効果会計の適用に関する当面の取扱い」(2023年3月31日)

#### 【取組み中の会計基準等】

- ▶ 日本基準を国際的に整合性のあるものとする取組みの一環として、次の会計基準等について検討を行っている。
  - ◆ リースに関する会計基準
  - ◆ 金融商品に関する会計基準
- ▶ 上記の他、企業会計基準諮問会議からのテーマ提言等を踏まえ、主に以下の会計基準 等の開発を行っている又は行う予定としている。
  - ◇ パーシャルスピンオフの会計処理
  - ◆ 金融商品取引法上の「電子記録移転権利」又は資金決済法上の「暗号資産」に該当 するICOトークンの発行・保有等に係る会計上の取扱い
  - 令 資金決済法上ので「電子決済手段」の発行・保有等に係る会計上の取扱い
  - ◇ グローバル・ミニマム課税に関する改正法人税法への対応

#### ② 修正国際基準の開発

当期においては、特段の検討を行っていない。

#### ③ 中小企業の会計に関する取組み

これまで「中小企業の会計に関する指針」を日本公認会計士協会、日本税理士会連合会及び日本商工会議所と連名で公表しており、当期においては、2022 年 12 月に「中小企業の会計に関する指針」の改正に関する公開草案等を公表している。また、中小企業の会計に関する検討会が 2012 年 2 月に公表した「中小企業の会計に関する基本要領」の普及についても、引き続き協力を行っている。

#### ④ 開示(注記事項)に関する方針の整理

重要性の考え方について、2022 年 6 月に、企業会計基準委員会で企業会計基準等の開発に おいて開示(注記事項)を定める際の指針(開示目的を定めるアプローチ)を示す文書を公表した。

- (2) 当財団による企業会計基準委員会の基準開発に対するガバナンス
- ① 企業会計基準諮問会議

企業会計基準諮問会議は、企業会計基準委員会の審議テーマ、優先順位等、企業会計基準委員会の審議・運営に関する事項について審議することを目的としている。当期においては、2022年7月、11月及び2023年3月に開催し、テーマ提言、企業会計基準委員会の最近の活動状況について審議を行った。

当期においては、企業会計基準委員会に対して以下の新規テーマの提言を行っている。

▶ 資金決済法上の「電子決済手段」の発行・保有等に係る会計上の取扱い

#### ♪ パーシャルスピンオフの会計処理

#### ② 適正手続監督委員会

適正手続監督委員会は、企業会計基準委員会が会計基準等の開発を行う上で、定められた デュー・プロセスに従っているかを監視・監督し、その結果を理事会に報告することを目的として いる。

当期においては 2022 年 6 月及び 2023 年 2 月に同委員会を開催した。2022 年 6 月の同委員会では、2021 年度における適正手続の遵守状況の報告について審議を行った。また 2023 年 2 月の同委員会では、2022 年度における適正手続の遵守状況の中間報告、「企業会計基準及び修正国際基準の開発に係る適正手続に関する規則」の改正(対面会議再開に伴う対応その他)等について審議を行った。

#### 2. 国際的な会計基準の開発への貢献に関する事業

- (1) 国際的な会計基準の開発に関する意見発信等
- ① コメント・レターの提出

当期においては、国際会計基準審議会(IASB)等から公表された以下の公開草案等に対して計2通のコメント・レターを提出した。

- ▶ IFRS 解釈指針委員会のアジェンダ決定案「貸手のリース料免除(IFRS 第 9 号『金融商品』及び IFRS 第 16 号『リース』)」(2022 年 5 月)
- ► IASB 公開草案「国際的な税制改革—第2の柱モデルルール(IAS 第12号の修正案)」(2023年3月)

#### ② ASAF 会議への参加

会計基準アドバイザリー・フォーラム(ASAF)会議は、国際財務報告基準財団(IFRS 財団) により設置された IASB への技術的助言機関であり、企業会計基準委員会をはじめとする主要な各国会計基準設定主体及び地域団体の 12 のメンバーにより構成されている。

原則として年 4 回開催され、当期においては計 6 回(2022 年 3-4 月、7 月、9 月、12 月、2023 年 2 月(臨時)、3 月)の ASAF 会議が開催された。これらの会議は 2022 年 7 月以降、基本的にロンドンで開催されたが、一部、ウェブ会議で開催された。

#### ③ FASB との定期協議の実施

企業会計基準委員会は、米国財務会計基準審議会(FASB)との定期協議を 2006 年 5 月から原則として年 2 回継続して実施しており、当期はノーウォーク(2022 年 10 月)において開催した。

#### 4 IASB との会合の開催

IFRS 財団評議員会の東京での開催に合わせて来日した IASB のバーコウ議長、メゾンーハッタ—副議長他 IASB の代表者との会合を開催した(2023 年 2 月)。

#### ⑤ その他の国際会議への参加

当期においては、主に以下の国際会議等に出席し意見発信を行っている。これらの会議には基本的に対面で参加しているが、一部、ウェブ会議により開催されたものがある。

- ▶ 世界基準設定主体(WSS)会議(2022 年 9 月)
- ➤ 会計基準設定主体国際フォーラム(IFASS)会議(2022 年 9 月、2023 年 1 月)
- ➤ エフラグ(EFRAG)との会議(2023年3月)
- 英国エンドースメント審議会(UKEB)との会議(2023年3月)
- ▶ カナダ会計基準審議会(AcSB)との会議(2023 年 1 月)
- ▶ 多国間ネットワーク会議(2022年6月、9月、12月、2023年3月)
- ▶ アジア・オセアニア基準設定主体グループ(AOSSG)(中間会議(2022 年 9 月)、年次総会 (2022 年 11 月))
- ▶ 日中韓三カ国会計基準設定主体会議(2022年11月)
- II. サステナビリティ開示基準に関する事業
- 1. 我が国におけるサステナビリティ開示基準の開発に関する事業
- (1) サステナビリティ基準委員会によるサステナビリティ開示基準の開発

サステナビリティ基準委員会はサステナビリティ開示に関する日本基準の開発を主な目的の 1 つとしている。

サステナビリティ基準委員会は 2022 年 11 月に運営方針を公表し、我が国の資本市場で用いられる日本基準を高品質で国際的に整合性のあるものとして基準開発を行うとともに、我が国で用いられるサステナビリティ開示基準を高品質なものとするために、国際的なサステナビリティ開示基準を高品質なものとすることに積極的に貢献すべく意見発信するとの方針を表明している。

#### ① 日本基準の開発

#### 【取組み中のサステナビリティ開示基準】

国際的には国際サステナビリティ基準審議会(ISSB)が包括的なグローバル・ベースライン(世界的に要求される包括的な枠組み)となるサステナビリティ開示基準の開発に取り組んでいる。 ISSB は 2022 年 3 月に以下の公開草案を公表し、現在、寄せられたフィードバックを踏まえ、基準の最終化に向けた再審議を行っている。

- ▶ 公開草案「IFRS S1 号『サステナビリティ関連財務情報の開示に関する全般的要求事項』」
- ➤ 公開草案「IFRS S2 号『気候関連開示』」

こうした動向や我が国の資本市場関係者のニーズを踏まえて、サステナビリティ基準委員会は 日本基準を国際的に整合性のあるものとする取組みの一環として、次の基準の開発に取り組ん でいる。

- ▶ ISSB の S1 基準¹に相当する基準(日本版 S1 基準)
- ▶ ISSB の S2 基準に相当する基準(日本版 S2 基準)
- (2) 当財団によるサステナビリティ基準委員会の基準開発に対するガバナンス
- ① サステナビリティ基準諮問会議

サステナビリティ基準諮問会議は、サステナビリティ基準委員会の審議テーマ、優先順位等、 サステナビリティ基準委員会の審議・運営に関する事項について審議することを目的として、 2022 年 7 月に発足した。当期においては、2022 年 7 月、12 月及び 2023 年 3 月に開催し、サステナビリティ基準委員会の最近の活動状況等について審議を行った。

#### ② 適正手続監督委員会

適正手続監督委員会は、当期から、会計基準等に対する役割と同様に、サステナビリティ基準委員会がサステナビリティ開示基準の開発を行う上で、定められたデュー・プロセスに従っているかを監視・監督し、その結果を理事会に報告することを目的とすることとなった。

当期においては「I 1.(2) 当財団による企業会計基準委員会の基準開発に対するガバナンス ② 適正手続監督委員会」のとおり、2022 年 6 月及び 2023 年 2 月に同委員会を開催し、2023 年 2 月の同委員会で、「サステナビリティ開示基準の開発に係る適正手続に関する規則」の改正(対面会議再開に伴う対応その他)等について審議を行ったが、サステナビリティ開示基準の開発に係る適正手続の遵守状況に係る審議はなかった。

#### 2. 国際的なサステナビリティ開示基準の開発への貢献に関する事業

国際的なサステナビリティ開示基準の開発への貢献に関しては、前期に設置された SSBJ 設立準備委員会が活動を継続した。また、2022 年 7 月からは同月に発足したサステナビリティ基準委員会がその活動を引き継いで事業を行っている。

- (1) 国際的なサステナビリティ開示基準の開発に関する意見発信等
- ① コメント・レターの提出

当期は ISSB から公表された以下の公開草案に対するコメント・レターを提出した。

- ➢ 公開草案「IFRS S1 号『サステナビリティ関連財務情報の開示に関する全般的要求事項』」(2022 年 7 月)
- ▶ 公開草案「IFRS S2 号『気候関連開示』」(2022 年 7 月)
- ② SSAF 会議への参加

<sup>&</sup>lt;sup>1</sup> ISSB の公開草案が確定した場合の基準をそれぞれ「S1 基準」、「S2 基準」としている。

サステナビリティ基準アドバイザリー・フォーラム(SSAF)会議は、IFRS 財団により設置された ISSB への技術的助言機関である。2022 年 12 月に主要な各国サステナビリティ基準設定主体及び地域団体の 13 の初期メンバーが公表され、サステナビリティ基準委員会もメンバーに選出されている。メンバーは最大で 16 であり、当初の会議が 2023 年 4 月に予定されている。

#### ③ ISSB との会合の開催

IFRS 財団評議員会の東京での開催に合わせて来日された ISSB のファベール議長、ロイド 副議長他 ISSB 代表者との会合を開催した(2023 年 3 月)。

#### ④ その他の国際会議への参加

当期においては、主に以下の国際会議等に出席し意見発信を行っている。これらの会議には基本的に対面で参加しているが、一部、ウェブ会議により開催されたものがある。

- ▶ 法域別ワーキンググループ(JWG)会議(2022 年 5 月、7 月、9 月、10 月、11 月、12 月、 2023 年 1 月、2 月)
- ▶ ドイツ産業連盟「サステナビリティ報告に関する B7 カンファレンス」(2022 年 8 月)
- ➤ WSS 会議(2022 年 9 月)²
- ▶ IFASS 会議(2022 年 9 月、2023 年 1 月)³
- ▶ IFRS サステナビリティ・シンポジウム(2023 年 2 月)
- ▶ EFRAG との会議(2023 年 3 月)⁴

#### III. 当財団による IFRS 財団の活動への協力

- 1. 国際的な会計基準及びサステナビリティ開示基準の開発に関する当財団の取組み
  - (1) IFRS 対応方針協議会の開催

「IFRS 対応方針協議会」は、一般社団法人日本経済団体連合会、日本公認会計士協会、株式会社東京証券取引所、公益社団法人日本証券アナリスト協会、企業会計基準委員会、当財団(事務局)、経済産業省、法務省及び金融庁(事務局)から構成され、IFRS 会計基準に関連する我が国の市場関係者の意見の集約等を目的としている。

当期においては、2022年7月、9月、12月及び2023年3月に当協議会を開催し、IFRS会計基準の任意適用の積上げに関する取組みの報告、ASAF会議への対応についての意見交換、SSBJ設立準備委員会及びサステナビリティ基準委員会の活動状況の報告等が行われた。

<sup>&</sup>lt;sup>2</sup> 同会議では、会計基準の開発に関するテーマとサステナビリティ開示基準の開発に関するテーマの両方を取り上げている。

<sup>3</sup> 脚注2と同様。

⁴ 脚注 2 と同様。

(2) 当財団と IFRS 財団によるステークホルダーイベント開催及び IFRS 財団と東京のアジア・オセアニアオフィスへの支援を拡大するための覚書の締結

IFRS 財団評議員会の東京での開催に合わせて、当財団と IFRS 財団は 2023 年 3 月にステークホルダーイベントを開催した。

また、当財団とIFRS 財団は 2023 年 3 月に覚書を締結し、IFRS 財団と東京のアジア・オセアニアオフィスに対する当財団からの財政支援を 5 年間延長した。

#### (3) 国際会計・サステナビリティ開示人材の開発

#### ① 国際会計・サステナビリティ人材ネットワークの運営

IFRS 会計基準に関して国際的な場で意見発信できる人材及び IFRS 会計基準に基づく会計 監査の実務を担える人材等の育成を目的として、2017 年に国際会計人材ネットワークを組成した。同ネットワーク登録者を対象に、シンポジウム及び定例会を開催している。2023 年 3 月 1 日 現在、1477 名が参加している。

同ネットワークについては、昨今のサステナビリティ開示基準に関して国際的な場で意見発信できる人材のプールを構築することが求められている状況に鑑み、当期に名称を「国際会計・サステナビリティ開示人材ネットワーク」に変更し、国際的な場で意見発信できる人材及び IFRS 会計基準又は IFRS サステナビリティ開示基準に基づく実務を担える人材の育成に取り組んでいる。

当期においては、第6回国際会計人材ネットワークシンポジウムを「ISSB セミナー サステナビリティ情報開示の未来像を考える」をテーマとして、日本公認会計士協会と共催で2022年10月28日に開催した(会場及びライブ配信のハイブリッド開催)。また、第7回国際会計人材ネットワークシンポジウムを「IASBセミナー『IFRS会計基準を巡る最新動向』」をテーマとして、日本公認会計士協会と共催で2023年2月28日に開催した(会場及びライブ配信のハイブリッド開催)。

#### ② 会計人材開発支援プログラムの実施

当財団は、中長期的な視点に立った国際的な会計人材の発掘・育成を図るため、市場関係者の協力を得て、会計人材開発支援プログラムを実施している。

当期においては、2023年1月より第7期の会計人材開発支援プログラムを開始した。第7期の同プログラムの受講生は、財務諸表の作成者8名、財務諸表の利用者4名、監査人4名の計16名で構成され、当期において、講義が8回開催された。

#### 2. IFRS 財団への資金拠出

我が国は 2001 年の IFRS 財団の設立以降、運営資金を拠出しており、2009 年からは当財団を通じて拠出を行っている。当財団では、拠出にあたっての基本的な考え方として、各国の拠出

金が応分の負担となることや、我が国の関係者による国際的な会計基準の設定プロセスへの参 画が合理的に確保されていることを評価することなどを定め、それらを確認したうえで拠出を行っ ている。

また、当期から、ISSB の活動に対する拠出を開始しているが、これについては ISSB が世界の各地域に拠点を置くマルチロケーションモデルを採用していることを踏まえ、当面の間、東京に設置されている IFRS 財団アジア・オセアニアオフィスに関する運営資金を拠出することとしている。

従来ベースの拠出について、当期においては、2022 年 5 月、9 月及び 12 月の 3 回に分けて前期から若干増の計 299 百万円の拠出を行った。また、ISSB の活動に対する拠出について、当期においてはその活動の状況を踏まえて、2022 年 9 月及び 12 月の 2 回に分けて 150 百万円の拠出を行った。

なお、前期まで年、52 百万円を上限として行っていた IFRS 財団アジア・オセアニアオフィスの 運営資金の拠出については、2012 年 4 月に IFRS 財団と締結した覚書の期間が 2021 年 10 月 から 2022 年 9 月を最終年として一旦、満了しているため、当期に拠出は実施していない。

#### 3. IFRS 財団による公表物の翻訳及び周知

当財団は、我が国の関係者への周知に資するよう、IFRS 財団から公表される IASB や ISSB の活動状況、ディスカッション・ペーパー及び公開草案等の日本語訳を適時にウェブサイトに掲載している。また、IFRS 翻訳委員会及び関係者の協力を得て IFRS 財団の会計基準の和訳を監修しており、当期においては、「IFRS 基準<注釈付き>2022 IFRS 財団公認日本語版」を 2022年9月に刊行した。

#### IV. 調査研究、広報·研修に関する事業

#### 1. ディスクロージャーに係る検討

当財団に設置している「有価証券報告書等開示内容検討会」において、有価証券報告書及び四半期報告書における開示について検討を行い、作成要領を公表している。当期においては、「四半期報告書の作成要領(2022 年 6 月第 1 四半期提出用)」及び「有価証券報告書の作成要領(2023 年 3 月期提出用)」を公表した。

#### 2. セミナーの開催

当期においても新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえウェブセミナーを配信した。

#### (1) 有価証券報告書セミナー及び四半期報告書セミナー

2022 年 4 月に、「有価証券報告書作成上の留意点(2022 年 3 月期提出用)」の改正点を中心に解説するウェブセミナーを配信した。当ウェブセミナーでは、金融庁によるディスクロージャー制度を巡る最近の動向等に関する解説も併せて行った。また、2022 年 6 月に、「四半期報告書作成上の留意点(2022 年 6 月第 1 四半期提出用)」の改正点を中心に説明するウェブセミナーを配信した。

#### (2) 開示実務新任者向けセミナー

2022年11月に、開示実務に携わって1年目から2年目の新任者を対象に、開示の基礎に特化したウェブセミナーを配信した。当ウェブセミナーでは、企業内容等の開示に関する内閣府令や連結財務諸表規則等について体系から説明を行い、また、有価証券報告書及び四半期報告書の開示項目について説明を行った。

#### 3. 広報活動

#### (1) ウェブサイトにおける情報発信

当財団では、適時に企業会計基準委員会及びサステナビリティ基準委員会の活動状況についてウェブサイトへの掲載を行っている。

当財団は前期に「季刊 会計基準」を廃刊し、ウェブサイトでより適時に充実した情報提供を行っていくこととしており、当期は、ISSBの公開草案に関する解説動画の配信や当財団が主催するイベントのライブ動画及び録画動画の配信を行っている。

また、当財団の活動を効果的に伝えるために、ソーシャルネットワーキングサービス(SNS)の活用を試験的に開始している。

なお、2022 年 7 月にサステナビリティ基準委員会が発足したことを機にウェブサイトをリニューアルし、当財団のロゴを基準開発等に様々な関係者が関与することをイメージしたデザインに変更している。

#### (2) その他の広報活動

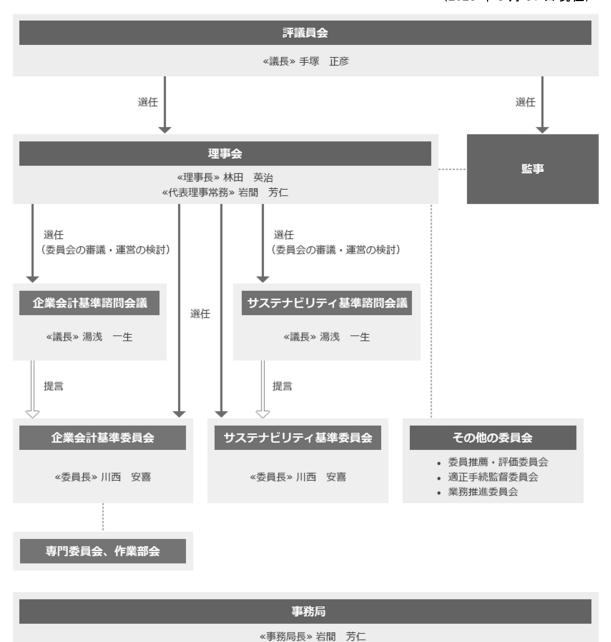
当財団では、必要に応じて、マスメディアに対して、我が国における会計基準の開発状況、 IFRS 財団の会計基準及びサステナビリティ開示基準に関する最新動向等の情報を提供している。

#### V. 当財団のガバナンスに関する事項

当財団は、法令に基づいて評議員会、理事会を設置しているほか、「その他の委員会」として 委員推薦・評価委員会、適正手続監督委員会、業務推進委員会を設置している。当期における 活動は以下のとおりである。

#### 1. 組織図

(2023年3月31日現在)



# 2. 評議員会の開催状況

| 開催日    | 議題                                             |
|--------|------------------------------------------------|
| 2022 年 | 【審議・議決事項】                                      |
| 4月21日  | (1)評議員の選任                                      |
|        | (2)理事の選任                                       |
|        | (3)定款の変更                                       |
| 2022 年 | 【審議・議決事項】                                      |
| 6月13日  | (1)評議員の選任                                      |
|        | (2)理事の選任                                       |
|        | (3)第22期(2021年4月1日~2022年3月31日)決算の承認             |
|        | 【報告事項】                                         |
|        | (1)第 22 期(2021 年 4 月 1 日~2022 年 3 月 31 日)事業報告書 |
|        | (2)特定費用準備資金及び特定資産取得資金の積立て及び取崩し                 |
|        | (3)企業会計基準委員会の活動状況                              |
|        | (4)SSBJ 設立準備委員会の活動状況                           |
| 2022 年 | 【審議·議決事項】                                      |
| 7月21日  | (1)評議員会議長の選任                                   |
|        | (2)理事及び監事の選任                                   |
| 2022 年 | 【報告事項】                                         |
| 10月20日 | (1)ISSB への拠出金の取扱い及びこれに伴う会費の見直し                 |
|        | (2)会員規則の改正                                     |
| 2023 年 | 【審議・議決事項】                                      |
| 2月2日   | (1)理事の選任                                       |
|        | 【報告事項】                                         |
|        | (1)当財団の活動状況                                    |
|        | (2)会員及び収支の状況                                   |
|        | (3)IFRS 財団への資金の拠出の状況                           |
|        | (4)委員推薦・評価委員会の報告                               |
|        | (5)適正手続監督委員会の報告                                |
|        | (6)企業会計基準諮問会議の活動状況                             |
|        | (7)サステナビリティ基準諮問会議の活動状況                         |
|        | (8)企業会計基準委員会の活動状況                              |

| 開催日    | 議題                     |  |
|--------|------------------------|--|
|        | (9) サステナビリティ基準委員会の活動状況 |  |
| 2023 年 | 【審議・議決事項】              |  |
| 3月23日  | (1)評議員の選任              |  |

### 3. 理事会の開催状況

| 開催日    | 議題                                    |  |  |  |
|--------|---------------------------------------|--|--|--|
| 2022 年 | 【審議・議決事項】                             |  |  |  |
| 5月23日  | (1)サステナビリティ基準委員会委員長及び委員の選任            |  |  |  |
|        | (2) サステナビリティ基準諮問会議議長及び委員の選任           |  |  |  |
|        | (3)企業会計基準諮問会議委員の選任                    |  |  |  |
|        | (4)適正手続監督委員会委員長及び委員の選任                |  |  |  |
|        | (5)規則の改正及び制定                          |  |  |  |
|        | (6)第22期(2021年4月1日~2022年3月31日)事業報告書(案) |  |  |  |
|        | (7)特定費用準備資金及び特定資産取得資金の積立て及び取崩し(案)     |  |  |  |
|        | (8)第22期(2021年4月1日~2022年3月31日)決算(案)    |  |  |  |
|        | (9)IFRS 財団に対する運営資金の拠出                 |  |  |  |
|        | (10)役員賠償責任保険の締結に際しての内容の決議について         |  |  |  |
|        | (11)評議員会の招集                           |  |  |  |
|        | 【報告事項】                                |  |  |  |
|        | (1)委員推薦・評価委員会の報告                      |  |  |  |
|        | (2)企業会計基準委員会の活動状況                     |  |  |  |
|        | (3)SSBJ 設立準備委員会の活動状況                  |  |  |  |
| 2022 年 | 【審議・議決事項】                             |  |  |  |
| 6月28日  | (1)その他の委員会委員の選任                       |  |  |  |
|        | (2)企業会計基準諮問会議委員の選任                    |  |  |  |
|        | (3)評議員会の招集                            |  |  |  |
| 2022 年 | 【審議・議決事項】                             |  |  |  |
| 7月28日  | (1)企業会計基準委員会委員の選任                     |  |  |  |
|        | (2)企業会計基準諮問会議委員の選任                    |  |  |  |
|        | (3)SSBJ 設立準備委員会の廃止                    |  |  |  |
|        | (4)規則の改正                              |  |  |  |

| 開催日    | 議題                                   |
|--------|--------------------------------------|
| 2022 年 | 【審議・議決事項】                            |
| 10月5日  | (1)ISSB への拠出金の取扱い及びこれに伴う会費の見直し       |
|        | (2)会員規則の改正                           |
|        | (3)評議員会の招集                           |
| 2022 年 | 【審議·議決事項】                            |
| 11月28日 | (1)企業会計基準委員会委員の選任                    |
| 2023 年 | 【審議·議決事項】                            |
| 1月13日  | (1)評議員会の招集                           |
|        | 【報告事項】                               |
|        | (1) 当財団の活動状況                         |
|        | (2)会員及び収支の状況                         |
|        | (3)IFRS 財団への資金の拠出の状況                 |
|        | (4)委員推薦・評価委員会の報告                     |
|        | (5)適正手続監督委員会の報告                      |
|        | (6)企業会計基準諮問会議の活動状況                   |
|        | (7)サステナビリティ基準諮問会議の活動状況               |
|        | (8)企業会計基準委員会の活動状況                    |
|        | (9)サステナビリティ基準委員会の活動状況                |
| 2023 年 | 【審議・議決事項】                            |
| 3月7日   | (1)企業会計基準諮問会議委員の選任                   |
|        | (2)第24期(2023年4月1日~2024年3月31日)事業計画(案) |
|        | (3)第24期(2023年4月1日~2024年3月31日)予算(案)   |
|        | (4)第 24 期における IFRS 財団への資金拠出          |
|        | (5)適正手続規則の改正                         |
|        | (6)役員等賠償責任保険契約の更新                    |
|        | (7)評議員会の招集                           |
|        | 【報告事項】                               |
|        | (1)適正手続監督委員会の報告                      |
| 2023 年 | 【審議·議決事項】                            |
| 3月31日  | (1)企業会計基準委員会委員の選任                    |
|        | (2)サステナビリティ基準委員会委員の選任                |

#### 4. その他の委員会の開催状況

#### (1) 委員推薦:評価委員会

委員推薦・評価委員会は、企業会計基準委員会及びサステナビリティ基準委員会の委員及び 委員長の候補者の選考を行い、理事会に推薦を行うこと、並びに企業会計基準委員会及びサス テナビリティ基準委員会の委員及び委員長の在任中の評価を行い、理事会に報告することを目 的としている。

当期においては、2022 年 5 月、2022 年 7 月、2022 年 11 月及び 2023 年 3 月に同委員会を開催し、「委員推薦評価に関する規則」の改正、企業会計基準委員会の委員の候補者の選考及び理事会への推薦、サステナビリティ基準委員会委員長及び委員の候補者の選考及び理事会への推薦、企業会計基準委員会及びサステナビリティ基準委員会委員長及び委員の期中評価の報告等を行った。

#### (2) 適正手続監督委員会

適正手続監督委員会については、「I.1.(2)当財団による企業会計基準委員会の基準開発に対するガバナンス ②適正手続監督委員会」及び「Ⅱ.1.(2)当財団によるサステナビリティ基準委員会の基準開発に対するガバナンス ②適正手続監督委員会」に記載している。

#### (3) 業務推進委員会

業務推進委員会は、理事長、企業会計基準委員会及び当財団事務局が行う業務のうち、国際対応に関する業務、人材開発に関する業務、当財団の戦略の企画・立案及び当財団の日常的な業務について遂行し、理事長を補佐することを目的としている。当期においては開催していない。

#### (4) SSBJ 設立準備委員会

SSBJ 設立準備委員会の活動については、「II. 2. 国際的なサステナビリティ開示基準の開発への貢献に関する事業」に記載しており、開催状況は以下のとおりである。なお、同委員会は 2022 年 7 月にサステナビリティ基準委員会が発足したことを踏まえ、同月に廃止されている。

#### (SSBJ 設立準備委員会の開催状況)

| 回 | 開催日    | 議題                                            |
|---|--------|-----------------------------------------------|
| 5 | 2022 年 | (審議事項)                                        |
|   | 4月7日   | (1) IFRS 財団プロトタイプに対する業界団体等からの意見及びプロトタイプに対     |
|   |        | する基礎的見解                                       |
| 6 | 2022 年 | (審議事項)                                        |
|   | 4月21日  | (1) ISSB 公開草案の概要                              |
|   |        | (2) ISSB 公開草案「IFRS S1 号『サステナビリティ関連財務情報の開示に関する |
|   |        | 全般的要求事項』」に対するコメントの検討                          |

| □  | 開催日    | 議題                                            |
|----|--------|-----------------------------------------------|
| 7  | 2022 年 | (審議事項)                                        |
|    | 5月12日  | (1) ISSB 公開草案「IFRS S1 号『サステナビリティ関連財務情報の開示に関する |
|    |        | 全般的要求事項』」に対するコメントの検討                          |
|    |        | (2) ISSB 公開草案「IFRS S2 号『気候関連開示』」に対するコメントの検討   |
| 8  | 2022 年 | (審議事項)                                        |
|    | 5月26日  | (1) ISSB 公開草案「IFRS S1 号『サステナビリティ関連財務情報の開示に関する |
|    |        | 全般的要求事項』」に対するコメントの検討                          |
|    |        | (2) ISSB 公開草案「IFRS S2 号『気候関連開示』」に対するコメントの検討   |
| 9  | 2022 年 | (審議事項)                                        |
|    | 6月9日   | (1) ISSB 公開草案「IFRS S1 号『サステナビリティ関連財務情報の開示に関する |
|    |        | 全般的要求事項』」に対するコメントの検討                          |
|    |        | (2) ISSB 公開草案「IFRS S2 号『気候関連開示』」に対するコメントの検討   |
| 10 | 2022 年 | (審議事項)                                        |
|    | 6月23日  | (1) ISSB 公開草案「IFRS S1 号『サステナビリティ関連財務情報の開示に関する |
|    |        | 全般的要求事項』」に対するコメントの検討                          |
|    |        | (2) ISSB 公開草案「IFRS S2 号『気候関連開示』」に対するコメントの検討   |

#### VI. 会員に関する事項

当財団の財政基盤は会員からの会費により支えられており、全ての上場会社に会員として加入いただくことを目標としており、全国の証券取引所の協力を得て、上場会社の会員加入率の維持・拡大に向けた対応を継続している。また、SSBJ の活動開始に伴う費用増加への対応及びISSB が行う基準開発への貢献のため、東証プライム市場上場会社の会費を第 24 期より改定することについて、2022 年 10 月の理事会にて決議している。

#### 1. 会員の加入状況及び会費収入の状況

当期末の法人会員総数は 4,070 社であり、前期末と比較し 20 社の増加となった。また、個人 会員は 253 人であり、前期末と比較し 15 人減少した。会費収入合計は、前期と比較し 8,025 千 円の増加となった。

|            |          | 第 22 期<br>(2022 年 3 月 31 日現在) | 第 23 期<br>(2023 年 3 月 31 日現在) |       |  |
|------------|----------|-------------------------------|-------------------------------|-------|--|
|            |          | 会員数                           | 会員数                           | 増減    |  |
| 【注         | 人会員】     |                               |                               |       |  |
|            | 一般事業会社   | 3,742                         | 3,762                         | 20    |  |
|            | 監査法人等    | 82                            | 87                            | 5     |  |
|            | 銀行等      | 103                           | 101                           | Δ2    |  |
|            | 証券•投信等   | 36                            | 35                            | Δ1    |  |
|            | 生保•損保等   | 39                            | 38                            | Δ1    |  |
|            | その他法人・団体 | 48                            | 47                            | Δ1    |  |
| 法人会員数合計    |          | 4,050                         | 4,070                         | 20 *  |  |
|            | (口数)     | (4,895)                       | (4,911)                       | (16)  |  |
| •          | 会費収入(千円) | 1,453,575                     | 1,462,350                     | 8,775 |  |
| 【個         | 人会員】     |                               |                               |       |  |
| 個人会員(人数)   |          | 268                           | 253                           | △15   |  |
| 会費収入(千円)   |          | 13,337                        | 12,587                        | △750  |  |
| 会費収入合計(千円) |          | 1,466,912                     | 1,474,937                     | 8,025 |  |

\* 第23期における法人会員数の増減の内訳

入会数 105 社、退会数 85 社

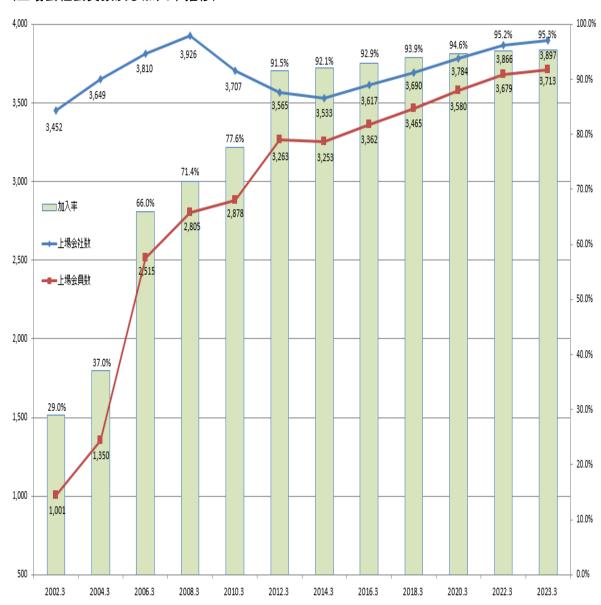
(退会数 85 社のうち 65 社は、上場廃止(組織再編等)による退会である)

#### 2. 上場会社の加入状況

上場会社における加入率は、当期末において95.3%である。

|            | 2022 年 3 月 31 日現在 |       |       | 2023 年 3 月 31 日現在 |       |       |
|------------|-------------------|-------|-------|-------------------|-------|-------|
| 上場区分       | 上場<br>会社数         | 会員数   | 加入率   | 上場<br>会社数         | 会員数   | 加入率   |
| 上場会社全体     | 3,866             | 3,679 | 95.2% | 3,897             | 3,713 | 95.3% |
| (うち東証上場会社) | 3,763             | 3,598 | 95.6% | 3,797             | 3,636 | 95.8% |

### (上場会社会員数及び加入率推移)



# 貸借対照表

2023年3月31日現在

|                                                   |                                         |                                      | <u> </u>        |
|---------------------------------------------------|-----------------------------------------|--------------------------------------|-----------------|
| 科 目                                               | 当年度                                     | 前年度                                  | 増減              |
| I 資産の部                                            |                                         |                                      |                 |
| 1. 流動資産                                           |                                         |                                      |                 |
| 現 金 預 金                                           | 1, 022, 361, 821                        | 1, 310, 876, 294                     | △ 288, 514, 473 |
| 未 収 金                                             | 26, 449, 436                            | 29, 743, 067                         | △ 3, 293, 631   |
| 未 収 会 費                                           | 150, 000                                | 150, 000                             | 0               |
| 前払金                                               | 14, 163, 179                            | 13, 514, 219                         | 648, 960        |
| 前 払 費 用                                           | 815, 553                                | 455, 178                             | 360, 375        |
| 預け金                                               | 20, 000                                 | 100, 000                             | △ 80, 000       |
|                                                   | 1, 063, 959, 989                        | 1, 354, 838, 758                     | △ 290, 878, 769 |
| ル                                                 | 1, 000, 909, 909                        | 1, 334, 636, 736                     | Z 290, 070, 709 |
|                                                   |                                         |                                      |                 |
| (1) 基本財産                                          | 000 041 767                             | 000 766 075                          | 75 600          |
| 投資有価証券                                            | 999, 841, 767                           | 999, 766, 075                        | 75, 692         |
| 定 期 性 預 金                                         | 158, 233                                | 233, 925                             | △ 75, 692       |
| 基本財産合計                                            | 1, 000, 000, 000                        | 1, 000, 000, 000                     | 0               |
| (2) 特定資産                                          |                                         |                                      | <u>.</u>        |
| 役員 退職 慰労引当資産                                      | 12, 253, 500                            | 10, 152, 900                         | 2, 100, 600     |
| 退職給付引当資産                                          | 79, 259, 000                            | 78, 466, 900                         | 792, 100        |
| 国際対応積立資産                                          | 428, 400, 000                           | 0                                    | 428, 400, 000   |
| 保守費用対応積立資産                                        | 186, 000, 000                           | 327, 000, 000                        | △ 141, 000, 000 |
| 固定資産取得積立資産                                        | 150, 000, 000                           | 160, 000, 000                        | △ 10, 000, 000  |
| 特定資産合計                                            | 855, 912, 500                           | 575, 619, 800                        | 280, 292, 700   |
| (3) その他固定資産                                       | ,                                       | ,                                    | ,               |
|                                                   | 33, 389, 371                            | 32, 594, 506                         | 794, 865        |
| 十                                                 | 17, 882, 741                            | 26, 559, 025                         | △ 8, 676, 284   |
| ソフトウェア                                            | 18, 295, 294                            | 37, 129, 470                         | △ 18, 834, 176  |
| ログライン ファイン ファイン アイス アイス アイス 横                     | 1, 300, 365                             | 07, 120, 170                         | 1, 300, 365     |
| カー                                                | 107, 527, 096                           | 107, 527, 096                        | 1, 300, 303     |
| した いっぱい こうしゅう しゅう しゅう しゅう しゅう しゅう しゅう しゅう しゅう しゅう | 635, 128                                | 414, 420                             | 220, 708        |
|                                                   | 179, 029, 995                           | 204, 224, 517                        | △ 25, 194, 522  |
| その他固定資産合計                                         |                                         |                                      | 255, 098, 178   |
| 固定資産合計                                            | 2, 034, 942, 495<br>3, 098, 902, 484    | 1, 779, 844, 317<br>3, 134, 683, 075 | △ 35, 780, 591  |
| 資産合計                                              | 3, 098, 902, 484                        | 3, 134, 083, 073                     | △ 30, 780, 391  |
| Ⅱ 負債の部                                            |                                         |                                      |                 |
| 1. 流動負債                                           | 404 0=4 6==                             | 400 700 455                          |                 |
| 土 払 金                                             | 104, 954, 632                           | 109, 789, 486                        | △ 4, 834, 854   |
| 預 り 金                                             | 4, 001, 625                             | 3, 427, 288                          | 574, 337        |
| 賞 与 引 当 金                                         | 3, 350, 033                             | 3, 305, 888                          | 44, 145         |
| 流動負債合計                                            | 112, 306, 290                           | 116, 522, 662                        | △ 4, 216, 372   |
| 2. 固定負債                                           |                                         |                                      |                 |
| 役 員 退 職 慰 労 引 当 金                                 | 12, 253, 500                            | 10, 152, 900                         | 2, 100, 600     |
| 退職給付引当金                                           | 79, 259, 000                            | 78, 466, 900                         | 792, 100        |
| 固定負債合計                                            | 91, 512, 500                            | 88, 619, 800                         | 2, 892, 700     |
| 負債合計                                              | 203, 818, 790                           | 205, 142, 462                        | △ 1, 323, 672   |
| 皿 正味財産の部                                          | , , , , , , , , , , , , , , , , , , , , | , ,                                  | , , ,           |
| 1. 指定正味財産                                         |                                         |                                      |                 |
|                                                   | 1, 000, 000, 000                        | 1, 000, 000, 000                     | 0               |
| 指定正味財産合計                                          | 1, 000, 000, 000                        | 1, 000, 000, 000                     | 0               |
| (うち基本財産への充当額)                                     | (1, 000, 000, 000)                      | (1,000,000,000)                      | ( 0)            |
| 2. 一般正味財産                                         | 1, 895, 083, 694                        | 1, 929, 540, 613                     | △ 34, 456, 919  |
| ···                                               | (764, 400, 000)                         | (487, 000, 000)                      | (277, 400, 000) |
| (うち特定資産への充当額)                                     |                                         |                                      |                 |
| 正味財産合計                                            | 2, 895, 083, 694                        | 2, 929, 540, 613                     | △ 34, 456, 919  |
| 負債及び正味財産合計                                        | 3, 098, 902, 484                        | 3, 134, 683, 075                     | △ 35, 780, 591  |

# 貸借対照表内訳表 2023年3月31日現在

| (畄位 | 四) |
|-----|----|
|     |    |

| 科目                                         | 公益目的事業会計                 | 法人会計           | 内部取引等消去 | (単位:円 <i>)</i><br>合 計     |
|--------------------------------------------|--------------------------|----------------|---------|---------------------------|
| 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日      | 公無日的爭未云司                 | <b>本人</b> 本計   | 内印取列专用五 |                           |
| 1 - 貝座の印   1 - 流動資産                        |                          |                |         |                           |
|                                            | 050 775 040              | 60 506 501     |         | 1 000 001 001             |
| 現金預金                                       |                          | 62, 586, 581   |         | 1, 022, 361, 821          |
| 未 収 金                                      |                          |                |         | 26, 449, 436              |
| 未 収 会 費                                    |                          |                |         | 150, 000                  |
| 前    払   金                                 | 11, 445, 755             | 2, 717, 424    |         | 14, 163, 179              |
| 前 払 費 用                                    | 652, 442                 | 163, 111       |         | 815, 553                  |
| 預けます。                                      | 16, 000                  | 4, 000         |         | 20, 000                   |
| 流動資産合計                                     | 998, 488, 873            | 65, 471, 116   |         | 1, 063, 959, 989          |
| 2. 固定資産                                    |                          |                |         |                           |
| (1) 基本財産                                   |                          |                |         |                           |
| 投 資 有 価 証 券                                | 999, 841, 767            |                |         | 999, 841, 767             |
| 定期性預金                                      |                          |                |         | 158, 233                  |
| 基本財産合計                                     | 1, 000, 000, 000         |                |         | 1, 000, 000, 000          |
| (2) 特定資産                                   | 1, 000, 000, 000         |                |         | 1, 000, 000, 000          |
| 後 員 退 職 慰 労 引 当 資 産                        | 9, 802, 800              | 2, 450, 700    |         | 12, 253, 500              |
| 退職給付引当資産                                   |                          | 50, 836, 650   |         | 79, 259, 000              |
| 国際対応積立資産                                   | 428, 400, 000            | 30, 330, 030   |         | 428, 400, 000             |
|                                            |                          |                |         | 186, 000, 000             |
| 保 守 費 用 対 応 積 立 資 産<br>固 定 資 産 取 得 積 立 資 産 |                          | 20, 000, 000   |         |                           |
|                                            |                          | 30, 000, 000   |         | 150, 000, 000             |
| 特定資産合計                                     | 772, 625, 150            | 83, 287, 350   |         | 855, 912, 500             |
| (3) その他固定資産                                | 00 574 040               | 4 045 004      |         | 00 000 074                |
|                                            |                          | 4, 815, 331    |         | 33, 389, 371              |
| 什 器 備 品                                    |                          | 2, 730, 725    |         | 17, 882, 741              |
| ソフトウェア                                     | 15, 782, 134             | 2, 513, 160    |         | 18, 295, 294              |
| 商標準                                        | 1, 040, 292              | 260, 073       |         | 1, 300, 365               |
| 敷金・差入保証金                                   | 86, 021, 677             | 21, 505, 419   |         | 107, 527, 096             |
| 長期 前 払 費 用                                 | 508, 102                 | 127, 026       |         | 635, 128                  |
| その他固定資産合計                                  | 147, 078, 261            | 31, 951, 734   |         | 179, 029, 995             |
| 固定資産合計                                     | 1, 919, 703, 411         | 115, 239, 084  |         | 2, 034, 942, 495          |
| 資産合計                                       | 2, 918, 192, 284         | 180, 710, 200  |         | 3, 098, 902, 484          |
| Ⅱ 負債の部                                     |                          |                |         | ., , ,                    |
| 1. 流動負債                                    |                          |                |         |                           |
| 大                                          | 93, 105, 913             | 11, 848, 719   |         | 104, 954, 632             |
| ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・      | 1, 998, 512              | 2, 003, 113    |         | 4, 001, 625               |
| ログラグラ ファイン ディスティ                           | 932, 400                 | 2, 417, 633    |         | 3, 350, 033               |
|                                            | 96, 036, 825             | 16, 269, 465   |         |                           |
| 流動負債合計                                     | <del>9</del> 0, 030, 823 | 10, 209, 400   |         | 112, 306, 290             |
| 2.固定負債<br>                                 | 0 000 000                | 0 450 700      |         | 10 050 500                |
| 役員退職慰労引当金                                  |                          | 2, 450, 700    |         | 12, 253, 500              |
| 退職給付引当金                                    |                          | 50, 836, 650   |         | 79, 259, 000              |
| 固定負債合計                                     | 38, 225, 150             | 53, 287, 350   |         | 91, 512, 500              |
| 負債合計                                       | 134, 261, 975            | 69, 556, 815   |         | 203, 818, 790             |
| Ⅲ 正味財産の部                                   |                          |                |         |                           |
| 1 指定正味財産                                   |                          |                |         |                           |
| 寄 付 金                                      |                          |                |         | 1, 000, 000, 000          |
| 指定正味財産合計                                   | 1, 000, 000, 000         |                |         | 1, 000, 000, 000          |
| (うち基本財産への充当額)                              | (1,000,000,000)          |                |         | (1,000,000,000)           |
| 2. 一般正味財産                                  | 1, 783, 930, 309         | 111, 153, 385  |         | 1, 895, 083, 694          |
| (うち特定資産への充当額)                              | (734, 400, 000)          | (30, 000, 000) |         | (764, 400, 000)           |
| 正味財産合計                                     | 2, 783, 930, 309         | 111, 153, 385  |         | 2, 895, 083, 694          |
| 負債及び正味財産合計                                 | 2, 918, 192, 284         | 180, 710, 200  |         | 3, 098, 902, 484          |
| ススペリエ外別圧目目                                 | 2, 010, 102, 204         | 100, 710, 200  | i       | 5, 555, 55 <u>2, 40</u> 4 |

# 正味財産増減計算書

2022年4月1日から2023年3月31日まで

|                                                                                                       |                  |                  | (単位:円)              |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------|------------------|---------------------|
|                                                                                                       | 当年度              | 前年度              | 増 減                 |
| Ⅰ 一般正味財産増減の部                                                                                          |                  |                  |                     |
| 1. 経常増減の部                                                                                             |                  |                  |                     |
| (1) 経常収益                                                                                              |                  |                  |                     |
|                                                                                                       | 0 005 606        | 2 225 600        | A 0                 |
|                                                                                                       | 2, 225, 696      | 2, 225, 698      | △ 2                 |
| 基本財産受取利息振替額<br>②特定資産運用益                                                                               | 2, 225, 696      | 2, 225, 698      | $\triangle$ 2       |
| ②特定資産運用益                                                                                              | 10, 488          | 13, 155          | △ 2,667             |
| 特 定 資 産 受 取 利 息                                                                                       | 10, 488          | 13, 155          | △ 2,667             |
| 特定資産 受 取 利 息<br>③ <b>受 取 会 費</b>                                                                      | 1, 474, 937, 500 | 1, 466, 912, 500 | 8, 025, 000         |
|                                                                                                       | 1,474,957,500    |                  |                     |
| 法 人 会 員 会 費 収 益<br>個 人 会 員 会 費 収 益                                                                    | 1, 462, 350, 000 | 1, 453, 575, 000 | 8, 775, 000         |
| 法人会員会費収益       個人会員会費収益       ④ 受託事業収益       受託事業収益                                                   | 12, 587, 500     | 13, 337, 500     | △ 750, 000          |
| ④ 受 託 事 業 収 益                                                                                         | 22, 121, 272     | 19, 829, 778     | 2, 291, 494         |
| 受 託 事 業 収 益                                                                                           | 22, 121, 272     | 19, 829, 778     | 2, 291, 494         |
| <b>⑤ 一般 事 業 収 益</b>                                                                                   | 10, 643, 085     | 17, 530, 036     | △ 6, 886, 951       |
| 出版事業収益                                                                                                |                  |                  |                     |
|                                                                                                       | 1, 091, 676      | 1, 180, 867      | △ 89, 191           |
| 監修 転載料収益                                                                                              | 9, 551, 409      | 16, 349, 169     | △ 6, 797, 760       |
| <b>⑥</b> 為                                                                                            | 131, 432         | 43, 073          | 88, 359             |
|                                                                                                       | 131, 432         | 43, 073          | 88, 359             |
| ⑦ 雑 収 益                                                                                               | 18, 567          | 17, 417          | 1, 150              |
| - V #                                                                                                 | 18, 567          | 17, 417          | 1, 150              |
| 受 取 利 息                                                                                               |                  |                  |                     |
| 経常収益計                                                                                                 | 1, 510, 088, 040 | 1, 506, 571, 657 | 3, 516, 383         |
| (2) 経常費用                                                                                              |                  |                  |                     |
| ① 事 業 費                                                                                               | 1, 340, 742, 941 | 1, 198, 941, 895 | 141, 801, 046       |
|                                                                                                       | 516, 674, 744    | 460, 790, 941    | 55, 883, 803        |
| 法 定 福 利 費                                                                                             | 13, 198, 636     | 17, 040, 833     | △ 3, 842, 197       |
| 法 定 福 利 費<br>臨 時 職 員 費 用 等                                                                            |                  |                  |                     |
| 臨時職員費用等<br>次第二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十                                                   | 7, 464, 500      | 31, 268, 500     | △ 23, 804, 000      |
| 海 外 派 遣 費 用<br>諸 謝 金                                                                                  | 1, 499, 514      | 13, 110, 037     | △ 11, 610, 523      |
| 諸謝金                                                                                                   | 20, 059, 627     | 13, 535, 008     | 6, 524, 619         |
| 海外旅費                                                                                                  | 37, 683, 325     | 0                | 37, 683, 325        |
| 国際会議費                                                                                                 | 7, 187, 801      | 5, 512, 541      | 1, 675, 260         |
|                                                                                                       |                  |                  | △ 5, 948, 143       |
| <ul> <li>給</li></ul>                                                                                  | 120, 572, 544    | 126, 520, 687    |                     |
| 保 守 料<br>季 刊 誌 等 発 行 費                                                                                | 58, 357, 808     | 54, 784, 932     | 3, 572, 876         |
| 季刊誌等発行費                                                                                               | 21, 078, 000     | 46, 225, 527     | △ 25, 147, 527      |
| セミナー費                                                                                                 | 1, 606, 000      | 14, 292, 080     | △ 12, 686, 080      |
| 会計 人材 開発支援費用                                                                                          | 7, 340, 964      | 894, 425         | 6, 446, 539         |
| I F R S 対 応 関 連 費 用                                                                                   | 2, 401, 122      | 813, 780         | 1, 587, 342         |
| 国際会計基準財団拠出金                                                                                           | 444, 399, 715    | 334, 784, 925    | 109, 614, 790       |
| 国际云前巻 年 射 団 拠 山 亜 そ の 他 経 費                                                                           |                  |                  |                     |
|                                                                                                       | 47, 540, 654     | 36, 248, 640     | 11, 292, 014        |
| 賞 与 引 当 金 繰 入 額                                                                                       | 932, 400         | 1, 398, 000      | △ 465, 600          |
| 退職給付費用                                                                                                | 1, 985, 900      | 7, 573, 700      | △ 5, 587, 800       |
| 役 員 退 職 慰 労 引 当 金 繰 入                                                                                 | 1, 680, 480      | 1, 763, 004      | △ 82, 524           |
| 減価償却費                                                                                                 | 29, 079, 207     | 32, 384, 335     | △ 3, 305, 128       |
|                                                                                                       | 196, 246, 986    | 142, 716, 814    | <b>53, 530,</b> 172 |
|                                                                                                       |                  |                  |                     |
| 给                                                                                                     | 78, 190, 487     | 60, 867, 840     | 17, 322, 647        |
| 給     与     手     当     等       法     定     福     利     費       臨     時     職     員     費     用     等 | 14, 112, 076     | 11, 163, 910     | 2, 948, 166         |
| 臨 時 職 員 費 用 等                                                                                         | 6, 982, 436      | 0                | 6, 982, 436         |
| 会議費                                                                                                   | 9, 967, 463      | 3, 241, 734      | 6, 725, 729         |
| 賃 借 料                                                                                                 | 30, 143, 136     | 21. 086. 778     | 9, 056, 358         |
| 保守料                                                                                                   | 15, 745, 989     | 13, 433, 789     | 2, 312, 200         |
|                                                                                                       |                  |                  |                     |
| その他管理費                                                                                                | 27, 764, 654     | 21, 245, 659     | 6, 518, 995         |
| 賞 与 引 当 金 繰 入 額                                                                                       | 2, 417, 633      | 1, 907, 888      | 509, 745            |
| 退  職  給  付  費  用                                                                                      | 3, 233, 200      | 3, 310, 700      | △ 77, 500           |
| 役 員 退 職 慰 労 引 当 金 繰 入                                                                                 | 420, 120         | 337, 596         | 82, 524             |
| 減                                                                                                     | 7, 269, 792      | 6, 120, 920      | 1, 148, 872         |
| が、                                                                                                    | 1, 536, 989, 927 | 1, 341, 658, 709 | 195, 331, 218       |
| 当期経常増減額                                                                                               | △ 26, 901, 887   | 164, 912, 948    | △ 191, 814, 835     |
| ョ <b>州産売垣減額</b><br>2.経常外増減の部                                                                          | △ ∠U, ₹U1, 00/   | 104, 314, 340    | △ 181,014,030       |
|                                                                                                       |                  |                  |                     |
| (1) 経常外収益                                                                                             |                  |                  |                     |
| 経常外収益計                                                                                                | 0                | 0                | 0                   |
| (2) 経常外費用                                                                                             |                  |                  |                     |
| 固定資産除却損                                                                                               | 7, 555, 032      | 967, 768         | 6, 587, 264         |
| 建物構築物除却損                                                                                              | 7, 511, 128      | 911, 146         | 6, 599, 982         |
|                                                                                                       |                  |                  |                     |
|                                                                                                       | 43, 904          | 56, 622          | △ 12, 718           |
| 経常外費用計                                                                                                | 7, 555, 032      | 967, 768         | <u>6, 587, 264</u>  |
| 当期経常外増減額                                                                                              | △ 7, 555, 032    | △ 967, 768       | △ 6, 587, 264       |
| 当期一般正味財産増減額                                                                                           | △ 34, 456, 919   | 163, 945, 180    | △ 198, 402, 099     |
| 一般正味財産期首残高                                                                                            | 1, 929, 540, 613 | 1, 765, 595, 433 | 163, 945, 180       |
| 一般正味財産期末残高                                                                                            | 1, 895, 083, 694 | 1, 929, 540, 613 | △ 34, 456, 919      |
|                                                                                                       | 1, 030, 000, 094 | 1, 323, 040, 013 | <u> </u>            |
| Ⅱ 指定正味財産増減の部                                                                                          | 0.005.000        | 0.005.000        |                     |
| 基 <u>, 本</u> _ 財 <u>, 産 運 </u> _ 用 , 益                                                                | 2, 225, 696      | 2, 225, 698      | Δ 2                 |
| ー 般 正 味 財 産 へ の 振 替 額                                                                                 | Δ 2, 225, 696    | △ 2, 225, 698    | 2                   |
| 当期指定正味財產增 <b>減額</b>                                                                                   | 0                | 0                | 0                   |
| 指定正味財産期首残高                                                                                            | 1, 000, 000, 000 | 1, 000, 000, 000 | 0                   |
|                                                                                                       |                  |                  |                     |
| 指定正味財産期末残高                                                                                            | 1, 000, 000, 000 | 1, 000, 000, 000 | 0 450 010           |
| Ⅲ 正味財産期末残高                                                                                            | 2, 895, 083, 694 | 2, 929, 540, 613 | △ 34, 456, 919      |

# <u>正味財産増減計算書内訳表</u> 2022年4月1日から2023年3月31日まで

| 2022年4月                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        | 1日から2023年3月31日                                   | 目まで                            |         | (単位:田)                                       |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------|--------------------------------|---------|----------------------------------------------|
| 科目                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             | 公益目的事業会計                                         | 法人会計                           | 内部取引等消去 | (単位:円)<br>合 計                                |
| I 一般正味財産増減の部<br>1.経常増減の部                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |                                                  |                                |         |                                              |
| (1)経常収益<br>① 基本財産運用益                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | 2, 225, 696                                      |                                |         | 2, 225, 696                                  |
| 基本財産受取利息振替額                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | 2, 225, 696                                      |                                |         | 2, 225, 696                                  |
| ② 特 定 資 産 運 用 益<br>特 定 資 産 受 取 利 息                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             | <b>10, 488</b><br>10, 488                        |                                |         | <b>10, 488</b><br>10, 488                    |
| は はくない はく はい はんしゅう はんしゅう しゅうしゅう しゅうしゅう しゅうしゅう しゅうしゅう はんしゅう しゅう しゅうしゅう しゅう | 1, 278, 690, 514                                 | 196, 246, 986                  |         | 1, 474, 937, 500                             |
| 法人会員会費収益個人会員会費収益                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               | 1, 267, 777, 837<br>10, 912, 677                 | 194, 572, 163<br>1, 674, 823   |         | 1, 462, 350, 000<br>12, 587, 500             |
| ④ 受 託 事 業 収 益                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | 22, 121, 272                                     | 1, 074, 023                    |         | 22, 121, 272                                 |
| 受 託 事 業 収 益<br>⑤ <b>一 般 事 業 収 益</b>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            | 22, 121, 272<br><b>10, 643, 085</b>              |                                |         | 22, 121, 272<br><b>10, 643, 08</b> 5         |
| 出 版 事 業 収 益                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | 1, 091, 676                                      |                                |         | 1, 091, 676                                  |
| 監修・転載料収益<br>⑥ 為 替 差 益                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | 9, 551, 409<br><b>131, 432</b>                   |                                |         | 9, 551, 409<br><b>131, 43</b> 2              |
| <b>益</b>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       | 131, 432                                         |                                |         | 131, 432                                     |
| <b>⑦ 雑 収 益 益</b>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               | <b>18, 567</b><br>18, 567                        |                                |         | <b>18, 567</b><br>18, 567                    |
| 経常収益計                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | 1, 313, 841, 054                                 | 196, 246, 986                  |         | 1, 510, 088, 040                             |
| (2) 経常費用                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       | 1 240 742 041                                    |                                |         |                                              |
| L                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              | <b>1, 340, 742, 941</b><br>516, 674, 744         |                                |         | <b>1, 340, 742, 941</b> 516, 674, 744        |
| 法 定 福 利 費                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | 13, 198, 636                                     |                                |         | 13, 198, 636                                 |
| 臨時職員費用等       海外派 遺費用       諸                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | 7, 464, 500<br>1, 499, 514                       |                                |         | 7, 464, 500<br>1, 499, 514                   |
| 海     外        費     用       諸     謝     金       海     外     旅     費                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | 20, 059, 627                                     |                                |         | 20, 059, 627                                 |
| 国際 会議費                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | 37, 683, 325<br>7, 187, 801                      |                                |         | 37, 683, 325<br>7, 187, 801                  |
| 賃 借 料                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | 120, 572, 544                                    |                                |         | 120, 572, 544                                |
| 賃 借 料<br>保 守 料<br>季 刊 誌 等 発 行 費                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                | 58, 357, 808<br>21, 078, 000                     |                                |         | 58, 357, 808<br>21, 078, 000                 |
| セーミー サーー 費                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     | 1, 606, 000                                      |                                |         | 1, 606, 000                                  |
| セ ミ ナ 一 費<br>会 計 人 材 開 発 支 援 費 用<br>I F R S 対 応 関 連 費 用                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        | 7, 340, 964<br>2, 401, 122                       |                                |         | 7, 340, 964<br>2, 401, 122                   |
| 国際会計基準財団拠出金                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | 444, 399, 715                                    |                                |         | 444, 399, 715                                |
| その他経費<br>賞与引当金繰入額                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              | 47, 540, 654<br>932, 400                         |                                |         | 47, 540, 654<br>932, 400                     |
| 退 職 給 付 費 用                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | 1, 985, 900                                      |                                |         | 1, 985, 900                                  |
| 役 員 退 職 慰 労 引 当 金 繰 入<br>減 価 償 却 費                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             | 1, 680, 480<br>29, 079, 207                      |                                |         | 1, 680, 480<br>29, 079, 207                  |
| ② <b>管 理 貴</b>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |                                                  | 196, 246, 986                  |         | 196, 246, 986                                |
| 給     与     手     当     等       法     定     福     利     費       臨     時     職     費       会     講     費       賃     #                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |                                                  | 78, 190, 487<br>14, 112, 076   |         | 78, 190, 487<br>14, 112, 076                 |
| におります。 これ こう                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |                                                  | 6, 982, 436                    |         | 6, 982, 436                                  |
| 会<br>議<br>賃 借 料                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |                                                  | 9, 967, 463<br>30, 143, 136    |         | 9, 967, 463<br>30, 143, 136                  |
| 保 守 料<br>そ の 他 管 理 費                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |                                                  | 15, 745, 989                   |         | 15, 745, 989                                 |
| 賞 与 引 当 金 繰 入 額                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |                                                  | 27, 764, 654<br>2, 417, 633    |         | 27, 764, 654<br>2, 417, 633                  |
| 退 職 給 付 費 用<br>役員退職慰労引当金繰入                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |                                                  | 3, 233, 200<br>420, 120        |         | 3, 233, 200<br>420, 120                      |
| 演 価 償 却 費                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |                                                  | 7, 269, 792                    |         | 7, 269, 792                                  |
| 経常費用計<br>当期経常増減額                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               | 1, 340, 742, 941<br>\[ \triangle 26, 901, 887 \] | 196, 246, 986<br>0             |         | 1, 536, 989, 927<br>\$\triangle 26, 901, 887 |
| 2. 経常外増減の部                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     | △ ∠U, ₹U1, 00/                                   | U                              |         | <u> </u>                                     |
| (1) 経常外収益 経常外収益計                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               | 0                                                | 0                              |         | C                                            |
| (2)経常外費用<br><b>固定資産除却損</b>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     | 6, 044, 025                                      | 1, 511, 007                    |         | 7, 555, 032                                  |
| 建 物 構 築 物 除 却 損<br>什 器 備 品 除 却 損                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               | 6, 008, 902<br>35, 123                           | 1, 502, 226<br>8, 781          |         | 7, 511, 128<br>43, 904                       |
| 経常外費用計                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | 6, 044, 025                                      | 1, 511, 007                    |         | 7, 555, 032                                  |
| 当期経常外増減額<br>当期一般正味財産増減額                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        | △ 6, 044, 025<br>△ 32, 945, 912                  | Δ 1, 511, 007<br>Δ 1, 511, 007 |         | △ 7, 555, 032<br>△ 34, 456, 919              |
| 一般正味財産期首残高                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     | 1, 816, 876, 221                                 | 112, 664, 392                  |         | 1, 929, 540, 613                             |
| 一般正味財産期末残高                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     | 1, 783, 930, 309                                 | 111, 153, 385                  |         | 1, 895, 083, 694                             |
| Ⅱ 指定正味財産増減の部<br>基 本 財 産 運 用 益                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | 2, 225, 696                                      | 0                              |         | 2, 225, 696                                  |
| 一般正味財産への振替額                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | △ 2, 225, 696                                    | 0                              |         | △ 2, 225, 696                                |
| 当期指定正味財産増減額<br>指定正味財産期首残高                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | 1, 000, 000, 000                                 | 0                              |         | 1, 000, 000, 000                             |
| 指定正味財産期末残高                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     | 1, 000, 000, 000                                 | 0                              |         | 1, 000, 000, 000                             |
| Ⅲ 正味財産期末残高<br>□ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            | 2, 783, 930, 309                                 | 111, 153, 385                  |         | 2, 895, 083, 694                             |

### 財務諸表に対する注記

1. 継続組織の前提に関する注記

継続組織の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況はない。

#### 2. 重要な会計方針

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法 満期保有目的の債券……償却原価法によっている。
- (2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法 出版物……移動平均法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)によっている。
- (3) 固定資産の減価償却の方法 建物・構築物、什器備品、ソフトウェア、商標権…… 定額法によっている。
- (4) 引当金の計上基準

役員退職慰労引当金……役員退職慰労金規則に基づき、常勤役員の期末退職慰労金に相当する 金額を計上している。

退職給付引当金……退職金規則に基づき、常勤委員、財団職員の期末退職給与の自己都合

支給額に相当する金額を計上している。

賞与引当金 ………… 職員 (年俸制適用職員を除く) の賞与の支給に備えるため、支給見込

額のうち、当期に帰属する金額を計上している。

(5) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっている。

#### 3. 表示の変更

従来、事業費は「企業会計基準委員会費用」、「SSBJ設立準備委員会費用」及び「財団公 益事業費用」と内訳を区分表示していたが、当年度の組織改革に伴い内訳を区分表示せずー 括表示することとした。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組 替えを行っている。

この結果、前事業年度の正味財産増減計算書において区分表示していた「企業会計基準委 員会費用」(676,877,285円)、「SSBJ設立準備委員会費用」(30,237,501円)及び「財団公 益事業費用」(491,827,109円)は、「事業費」(1,198,941,895円)として組替えている。

#### 4. 基本財産及び特定資産の増減額及びその残高 基本財産及び特定資産の増減額及びその残高は、次のとおりである。

(単位:円)

|            |                  |               |               | (辛四・11/          |
|------------|------------------|---------------|---------------|------------------|
| 科目         | 前 年 度            | 当 年 度         | 当 年 度         | 当 年 度            |
| 14 0       | 末残高              | 増 加 額         | 減少額           | 末残高              |
| 基本財産       |                  |               |               |                  |
| 投資有価証券     | 999, 766, 075    | 75, 692       |               | 999, 841, 767    |
| 定期性預金      | 233, 925         |               | 75, 692       | 158, 233         |
| 小計         | 1, 000, 000, 000 | 75, 692       | 75, 692       | 1, 000, 000, 000 |
| 特定資産       |                  |               |               |                  |
| 役員退職慰労引当資産 | 10, 152, 900     | 2, 100, 600   |               | 12, 253, 500     |
| 退職給付引当資産   | 78, 466, 900     | 5, 000, 900   | 4, 208, 800   | 79, 259, 000     |
| 国際対応積立資産   | 0                | 428, 400, 000 |               | 428, 400, 000    |
| 保守費用対応積立資産 | 327, 000, 000    |               | 141, 000, 000 | 186, 000, 000    |
| 固定資産取得積立資産 | 160, 000, 000    |               | 10, 000, 000  | 150, 000, 000    |
| 小計         | 575, 619, 800    | 435, 501, 500 | 155, 208, 800 | 855, 912, 500    |
| 合計         | 1, 575, 619, 800 | 435, 577, 192 | 155, 284, 492 | 1, 855, 912, 500 |

#### 5. 基本財産及び特定資産の財源等の内訳

基本財産及び特定資産の財源等の内訳は、次のとおりである。

(単位:円)

|            |                  |                    |                 | (単1型:円 <i>)</i> |
|------------|------------------|--------------------|-----------------|-----------------|
|            |                  | (うち指定正味            | (うち一般正味         | (うち負債           |
| 科 目        | 当年度末残高           | 財 産 か らの           | 財 産 か らの        | に 対 応           |
|            |                  | 充 当 額)             | 充 当 額)          | する額)            |
| 基本財産       |                  |                    |                 |                 |
| 投資有価証券     | 999, 841, 767    | (999, 841, 767)    | ( - )           | -               |
| 定期性預金      | 158, 233         | (158, 233)         | ( - )           | -               |
| 小計         | 1, 000, 000, 000 | (1, 000, 000, 000) | ( - )           | -               |
| 特定資産       |                  |                    |                 |                 |
| 役員退職慰労引当資産 | 12, 253, 500     | ( - )              | ( - )           | (12, 253, 500)  |
| 退職給付引当資産   | 79, 259, 000     | ( - )              | ( - )           | (79, 259, 000)  |
| 国際対応積立資産   | 428, 400, 000    | ( - )              | (428, 400, 000) | -               |
| 保守費用対応積立資産 | 186, 000, 000    | ( - )              | (186, 000, 000) | -               |
| 固定資産取得積立資産 | 150, 000, 000    | ( - )              | (150, 000, 000) | -               |
| 小計         | 855, 912, 500    | ( - )              | (764, 400, 000) | (91, 512, 500)  |
| 合計         | 1, 855, 912, 500 | (1, 000, 000, 000) | (764, 400, 000) | (91, 512, 500)  |

#### 6. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当年度末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当年度末残高は、次のとおりである。

| 科 目    | 取得価額          | 減価償却累計額       | 当年度末残高       |
|--------|---------------|---------------|--------------|
| 建物・構築物 | 53, 756, 138  | 20, 366, 767  | 33, 389, 371 |
| 什器備品   | 116, 589, 533 | 98, 706, 792  | 17, 882, 741 |
| ソフトウェア | 115, 457, 043 | 97, 161, 749  | 18, 295, 294 |
| 商標権    | 1, 405, 800   | 105, 435      | 1, 300, 365  |
| 合 計    | 287, 208, 514 | 216, 340, 743 | 70, 867, 771 |

7. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益は、次のとおりである。

(単位:円)

| 種類及び銘柄                 | 帳簿価額          | 時価               | 評価損益        |
|------------------------|---------------|------------------|-------------|
| 野村證券第756回利付都債(10年)     | 100, 000, 000 | 99, 840, 100     | -159, 900   |
| 野村證券第339回利付国債(10年)     | 99, 892, 000  | 101, 064, 400    | 1, 172, 400 |
| 野村證券第341回利付国債(10年)     | 99, 945, 000  | 101, 006, 400    | 1, 061, 400 |
| 大和証券第756回利付都債(10年)     | 200, 000, 000 | 199, 880, 000    | -120, 000   |
| 大和証券第339回利付国債(10年)     | 99, 892, 000  | 101, 060, 000    | 1, 168, 000 |
| SMBC日興証券第756回利付都債(10年) | 200, 000, 000 | 199, 840, 000    | -160, 000   |
| SMBC日興証券第339回利付国債(10年) | 99, 892, 000  | 101, 060, 000    | 1, 168, 000 |
| SMBC日興証券第340回利付国債(10年) | 100, 220, 767 | 101, 170, 000    | 949, 233    |
| 숌 計                    | 999, 841, 767 | 1, 004, 920, 900 | 5, 079, 133 |

<sup>\*</sup>帳簿価額は、償却原価法で評価した後の金額となっている。

8. 指定正味財産から一般正味財産への振替額の内訳 指定正味財産から一般正味財産への振替額の内訳は、次のとおりである。

|                 | \ <del>+</del>   <del>+</del>   +   1   1 |
|-----------------|-------------------------------------------|
| 内 容             | 金額                                        |
| 経常収益への振替額       |                                           |
| 基本財産運用益計上による振替額 | 2, 225, 696                               |
| 合 計             | 2, 225, 696                               |

# <u>附属明細書</u>

# 1. 基本財産及び特定資産の明細

財務諸表に対する注記に記載のとおりである。

# 2. 引当金の明細

| 科目        | 期首残高         | 有残高 当年度増加額 ·   | 当年度減少額      |     | 期末残高         |
|-----------|--------------|----------------|-------------|-----|--------------|
| 17        | 为日次同         | <b>当</b> 中及垣加俄 | 目的使用        | その他 | 州个汉同         |
| 賞与引当金     | 3, 305, 888  | 3, 350, 033    | 3, 305, 888 | 0   | 3, 350, 033  |
| 役員退職慰労引当金 | 10, 152, 900 | 2, 100, 600    | 0           | 0   | 12, 253, 500 |
| 退職給付引当金   | 78, 466, 900 | 5, 000, 900    | 4, 208, 800 | 0   | 79, 259, 000 |
| 合 計       | 91, 925, 688 | 10, 451, 533   | 7, 514, 688 | 0   | 94, 862, 533 |

# **財産目録** 2023年3月31日現在

| 現金 預金                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        | - 1           | 借対照表科目              | 場所・物量等                     | 使用目的等                                   | 金額                           |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------|---------------------|----------------------------|-----------------------------------------|------------------------------|
| 別金 高金   元保保保   元保保保保   元保保保保   元保保保保保保保保                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |               | 旧为無数行口              | 物的一物里书                     | 医加口的子                                   | 並行                           |
| 要                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            | (流勁質圧)        |                     |                            |                                         |                              |
| 製造預金                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |               | 現金預金                |                            |                                         | 1, 022, 361, 821             |
| 製造預金                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |               | 租 全                 | <b>手元保管</b>                | 運転資金として                                 |                              |
|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |               |                     | * * - N. H                 |                                         |                              |
| サール                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |               | 普通預金                |                            | 連転貨金として                                 |                              |
|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |               |                     | 三菱UFJ銀行 赤坂見附支店             |                                         | 87, 919, 65                  |
|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |               |                     | りそな銀行 虎ノ門支店                |                                         | 2 894 694                    |
| 東京                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |               |                     |                            |                                         |                              |
| 定規預金   三野                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |               |                     | 三菱UFJ銀行 虎ノ門支店              |                                         | /34, 263, 096                |
| 定規預金   三野                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |               |                     | みずほ銀行 新橋支店                 |                                         | 6, 135, 688                  |
| 定期保金   三世川                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |               |                     | 二世位 古銀行 雲が朗支店              |                                         |                              |
| 未収金 元年年度の本         全居計算度の表現の表現の本         公園的事業に係る更計事業収益未収金等         26,449,45           前払金 元月年度の表現         第23期事業年度会費         会費表現少         15,00           前払金 元月年度の会費         11,03,159         16,00           前払資用         17,00         17,00         17,00           (固定資産)         投資有価証券         17,00         17,00         10,00           基本財産         投資有価証券         野村治寿第75個料付10年銀貨 日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |               |                     | 一开任久城门 葭 5 为 久 石           |                                         |                              |
| 果 収 金 実                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |               | 定期預金                |                            | 運転資金及び運用財産として                           | 37, 600, 000                 |
| 果 収 金 実                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |               |                     | 三菱UFJ銀行 赤坂見附支店             |                                         | 37, 600, 000                 |
| 東収金費         第 払 費 用 NGC か ウ ソリューションズ等                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |               | ᆂᄱᄼ                 | <b>岛红車業</b> 加入笙            | ハ                                       |                              |
| 前 払 金   計・払 金   計・払 金   計・以 日本   14, 163.1 元   15, 51                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |               |                     |                            |                                         |                              |
| ## 1. 東   押   Micary カッションズ等   サバー取得的に本体に付きれる保守契約等   15.5 だ   17.9 が   17 |               | 未収会費                | 第23期事業年度会費                 | 会費未収分                                   | 150, 000                     |
| ## 1. 東   押   Micary カッションズ等   サバー取得的に本体に付きれる保守契約等   15.5 だ   17.9 が   17 |               | 前 払 金               | 三井不動産等                     | 富国生命ビル借室料等                              | 14, 163, 179                 |
| 現場                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |               |                     |                            |                                         |                              |
| 議動資産合計 (協定資産) 技資有価証券 投資有価証券 投資有価証券  野村證券第750回利付10年間優 野村證券第750回利付10年間優 野村證券第750回利付10年間優 野村證券第750回利付10年間優 野村證券第750回利付10年間優 野村證券第750回利付10年間優 野村證券第730回刊付10年間優 別路0日與証券第330回刊付10年間優 別路0日與証券第330回刊付10年間度 別期が応請立資産(財産の資産) 国際対応請立資産(財産の資産) 国際対応請立資産(財産の資産) 国際対応請立資産(特定費用年間産資金) 国際対応請立資産(特定費用年間産資金) 関定資産財産財産資産(対定費を含む) 日定資産財産財産資産(対定費を含む) 日に資産財産財産資産(対定費を含む) 日に資産財産財産資産(対定費を含む) 日に資産財産財産資産(対定費を含む) 日に資産財産対産を含む 日に対策を表して管理されている商金を含されている研究をとして管理されている商金を含されている研究をとして管理されている商金を含されている研究をとして管理されている研究をとして管理されている商金を対応対策を含む。対応の対金として管理されている商金を対応対策を含む。対応の対金として管理されている商金を対応対策を含む。対応の対金として管理されている商金を対応対策を含むが表別が表して管理されている商金を対応対策を含むが表別が表して管理されている商金を対応対策を含むが表別が表して管理されている商金を対応対策を含むが表別が表して管理されている商金を対応対策を含むが表別が表して管理されている商金を対応対策を含むが表別が表して管理されている商金を対応対策を含むが表別が表して管理されている商金を対応対策を含むが表別が表して管理されている商金を対応対策を含むが表別が表して管理されている商金を対応対策を含むが表別が表して管理されている商金を対定が表して管理されている商金を対応対策を含むが表別が表して管理が表して管理されている商金を対定が表して管理されている商金を対応対策を含むが表別が表して管理が表して管理されている商金を対応対策を含むが表別が表して管理が表して管理が表して管理されている商金を対応対策を含むが表別が表して管理が表して管理されている商金を対応対策を含むが表別が表して管理されている商金を対応対策を含むが表別が表して管理が表して管理されている商金を対応対策を含むが表別が表して管理されている商金を対応対策を含むが表別が表して管理されている商金を対応対策を含むが表別が表して管理されている商金を対応対策を含むが表別が表して管理されている商金を対応対策を含むが表別が表して管理されている商金を対応対策を含むが表別が表して管理されている商金を対応対策を含むが表別が表して管理されている商金を対応対策を含むが表別が表して管理されている商金を対応対策を含むが表別が表して管理されている商金を対応対策を含むが表別が表して管理されている商金を対応対策を含むが表別が表して管理されている商金を対応対策を含めが表別が表して管理を含めが表別が表別が表別が表別が表別が表別が表別が表別が表別が表別が表別が表別が表別が                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |               |                     | •                          |                                         |                              |
| 接責者価証券   投資者価証券   投資者価証券   投資者価証券   野村證券第376回利付10年配債                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |               | 預 け 金               | TIP JAPAN                  | 出張手配関係保証金                               | 20, 00                       |
| 接責者価証券   投資者価証券   投資者価証券   投資者価証券   野村證券第376回利付10年配債                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | 流動資産合計        |                     |                            |                                         | 1, 063, 959, 98              |
| 基本財産                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |               |                     |                            |                                         | ., , ,                       |
| 野村語券第756回列付10年階價                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |               |                     |                            |                                         |                              |
| 野村證券第239回利付10年回復 99,882,00 99,900,00 00 大地証券第25回刊付10年制度 200,000 00 00 00 00 00 00 00 00 00 00 00                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             | 基本財産          | 投資有価証券              |                            | 公益目的保有財産であり、運用益は、                       | 999, 841, 767                |
| 野村證券第239回利付10年回復 99,882,00 99,900,00 00 大地証券第25回刊付10年制度 200,000 00 00 00 00 00 00 00 00 00 00 00                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |               |                     | 野村證券第756回利付10年都債           | 公益目的事業に供している。                           | 100, 000, 000                |
| 特定資産         野村部务第341回利付10年配價<br>大地証券第350回利付10年配價<br>大地証券第350回利付10年配價<br>3MBC日興証券第339回利付10年回債<br>3MBC日興証券第339回利付10年回債<br>3MBC日興証券第339回利付10年回債<br>(10,220,70<br>200,000,00<br>3MBC日興証券第340回利付10年回債<br>(10,220,70<br>200,000,00<br>200,000,00<br>200,000,00<br>200,000,0                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |               |                     |                            |                                         |                              |
| 大和証券第735回時付10年郵便                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |               |                     |                            |                                         |                              |
| 大和証券第339回利付10年回債                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |               |                     | 野村證券第341回利付10年国債           |                                         | 99, 945, 000                 |
| 大和証券第339回利付10年回債                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |               |                     | 大和証券第756回利付10年都倩           |                                         | 200 000 000                  |
| SMBC日興証券第750回和付10年報債                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |               |                     |                            |                                         |                              |
|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |               |                     | 人仙証券男ᲐᲐᲧ凹利付10年国債           |                                         |                              |
| 定期性預金   三菱UFJ銀行 赤坂見附支店   三菱UFJ銀行 赤坂見附支店   公益目的年財産であり、運用益は、公益目的事業に供している。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |               |                     | SMBC日興証券第756回利付10年都債       |                                         | 200, 000, 000                |
| 定期性預金   三菱UFJ銀行 赤坂見附支店   三菱UFJ銀行 赤坂見附支店   公益目的年財産であり、運用益は、公益目的事業に供している。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |               |                     | SMBC日興証券第339回利付10年国債       |                                         | 99 892 000                   |
| 定期性預金   三妻UFJ銀行 赤坂見附支店   公益目的弊有限性下あり、適用益は、公益目的弊有限性下あり、適用益は、公益目的弊有限性下あり、適用益は、公益目的弊有限性下あり、適用益は、公益目的事業に使している。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |               |                     |                            |                                         |                              |
| 表示財産合計                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |               |                     | SMBC日興証券第340回利付10年国債       |                                         | 100, 220, 76                 |
| 特定資産                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |               | 定期性預金               |                            | 国債帳簿価額差額調整金額                            | 158, 233                     |
| 特定資産                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |               |                     |                            | 公益目的保有財産であり 運用益は                        |                              |
| 特定資産   日本財産合計   日本財産会計   日   |               |                     | 三菱UFJ銀行 赤坂見附支店             |                                         | 158, 233                     |
| 特定資産                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |               | 甘士肚产合計              |                            |                                         | 1 000 000 000                |
| <ul> <li>退職給付引当資産 国際対応積立資産 (事験 中級 中級</li></ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |               |                     |                            |                                         |                              |
| 国際対応積立資産 (特定費用準備資金) 保守費用準備資金) (特定費用準備資金) と 要UFJ銀行 赤坂見附支店 資金として管理されている預金 (特定費用準備資金)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | 特定資産          | 役員退職慰労引当資産          | 三菱UFJ銀行 赤坂見附支店(役員)         | 役員1名の退職金の支払いに備えるもの                      | 12, 253, 500                 |
| 国際対応積立資産 (特定費用準備資金) 保守費用準備資金) (特定費用準備資金) と 要UFJ銀行 赤坂見附支店 資金として管理されている預金 (特定費用準備資金)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |               | 退職給付引当資産            | 三菱UFJ銀行 赤坂見附支店(一般)         | 職員11名の退職金の支払いに備えるもの                     | 79 259 000                   |
| (特定費用準備資金) 保守費用対応積立資産 (特定費用準備資金) 同定資産取得積立資産 (持定費用準備資金) 特定資産の特別支店    一次754リアレバ投資(公益目的事業及び法人運営金 投)のための資金として管理されている預金   一次754リアレバ投資(公益目的事業及び法人運営金 投)のための資金として管理されている預金   一次754リアレバ投資(公益目的事業及び法人運営金 投)のための資金として管理されている預金   一次754リアレバ投資(公益目的事業及び法人運営金 投)のための資金として管理されている預金   一次754リアレバス投資(公益目的事業及び法人運営金 投)のための資金として管理されている預金   一次754リアレバス投資(公益目的事業及び法人運営金 投)のための資金として管理されている預金   一次754リアルクトののでは、150、000、00 (公益目的事業を及び法人運営金 投)のための資金として管理されている預金   一次754リアルクトのの資金として管理されている預金   一次754リアルクトのの資金として管理されている預金   一次754リアルクトのの資金として管理されている預金   一次754リアルクトのの資金として管理されている預金   一次754リアルクトのの資金として管理されている預金                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |               |                     |                            |                                         |                              |
| 保守費用対応積立資産<br>(特定費用準備資金)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |               |                     | 三菱UFJ銀行 赤坂見附支店             |                                         | 428, 400, 000                |
| (特定費用準備資金)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |               |                     |                            | 貝並として官垤されている頂並                          |                              |
| おいりませんでいる預金                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |               | 保守費用対応積立資産          |                            |                                         | 186 000 000                  |
| 日本会議会会計   日本会議会会   日本会議会会会   日本会議会会会   日本会議会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |               | (特定費用準備資金)          | 二隻010銀刊                    | 対応の資金として管理されている預金                       | 100, 000, 000                |
| 日本会議会会計   日本会議会会   日本会議会会会   日本会議会会会   日本会議会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |               |                     |                            | ) a = /    a =   / a +    / a / / A / A |                              |
| その他固定資産                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |               | 固定資産取得積立資産          | 三菱UFJ銀行 赤坂見附支店             |                                         | 150, 000, 000                |
| その他国定資産  連 物・構築物 富国生命ビル内部造作等 共用財産 33、389、37、17、882、74・17・17・17・17・17・18・ 共用財産 17、882、74・17・17・17・18・ 共用財産 18、295、25・18・18・295、25・18・18・295・25・18・18・295・25・18・18・295・25・18・18・295・25・18・18・295・25・18・18・295・25・18・18・295・25・18・18・295・25・18・18・295・25・18・18・295・25・18・18・295・25・18・18・295・25・18・18・295・25・18・18・295・25・18・18・295・25・18・18・295・25・18・18・295・25・18・18・295・25・18・18・295・25・18・18・295・25・18・18・295・25・18・18・295・25・18・18・295・25・18・18・295・25・18・18・295・25・18・18・295・25・18・18・295・25・18・18・295・25・18・20 は カー・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |               | (資産取得資金)            |                            | 般)のにめの貧金として官埋されている預金                    |                              |
| その他固定資産                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |               |                     |                            |                                         | 855, 912, 500                |
| 建 物・構築物                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | えの   田   一次 立 | 17762741            |                            |                                         | ,,                           |
| 付 器 備 品                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | てい心回正真圧       |                     |                            |                                         |                              |
| ソフトウェア   ホームページ・管理システム、サーバーソフト等   共用財産   18,295,25   1,300,30   107,527,05   1,300,30   107,527,05   1,300,30   107,527,05   1,300,30   1,200   1,200   1,300,30   1,200   1,200   1,300   1,300   1,300   1,300   1,300   1,300   1,300   1,300   1,300   1,300   1,300   1,300   1,300   1,300   1,300   1,300   1,300   1,300   1,300   1,300   1,300   1,300   1,300   1,300   1,300   1,300   1,300   1,300   1,300   1,300   1,300   1,300   1,300   1,300   1,300   1,300   1,300   1,300   1,300   1,300   1,300   1,300   1,300   1,300   1,300   1,300   1,300   1,300   1,300   1,300   1,300   1,300   1,300   1,300   1,300   1,300   1,300   1,300   1,300   1,300   1,300   1,300   1,300   1,300   1,300   1,300   1,300   1,300   1,300   1,300   1,300   1,300   1,300   1,300   1,300   1,300   1,300   1,300   1,300   1,300   1,300   1,300   1,300   1,300   1,300   1,300   1,300   1,300   1,300   1,300   1,300   1,300   1,300   1,300   1,300   1,300   1,300   1,300   1,300   1,300   1,300   1,300   1,300   1,300   1,300   1,300   1,300   1,300   1,300   1,300   1,300   1,300   1,300   1,300   1,300   1,300   1,300   1,300   1,300   1,300   1,300   1,300   1,300   1,300   1,300   1,300   1,300   1,300   1,300   1,300   1,300   1,300   1,300   1,300   1,300   1,300   1,300   1,300   1,300   1,300   1,300   1,300   1,300   1,300   1,300   1,300   1,300   1,300   1,300   1,300   1,300   1,300   1,300   1,300   1,300   1,300   1,300   1,300   1,300   1,300   1,300   1,300   1,300   1,300   1,300   1,300   1,300   1,300   1,300   1,300   1,300   1,300   1,300   1,300   1,300   1,300   1,300   1,300   1,300   1,300   1,300   1,300   1,300   1,300   1,300   1,300   1,300   1,300   1,300   1,300   1,300   1,300   1,300   1,300   1,300   1,300   1,300   1,300   1,300   1,300   1,300   1,300   1,300   1,300   1,300   1,300   1,300   1,300   1,300   1,300   1,300   1,300   1,300   1,300   1,300   1,300   1,300   1,300   1,300   1,300   1,300   1,300   1,300   1,300   1,300   1,300   1,300   1,300   1,300   1,300   1,300   1,300   1,300     |               | 建 物・構築物             | 冨国生命ビル内部造作等                | 共用財産                                    | 33, 389, 371                 |
| ソフトウェア   ホームページ・管理システム、サーバーソフト等   共用財産   18,295,25   1,300,30   107,527,05   1,300,30   107,527,05   1,300,30   107,527,05   1,300,30   1,200   1,200   1,300,30   1,200   1,200   1,300   1,300   1,300   1,300   1,300   1,300   1,300   1,300   1,300   1,300   1,300   1,300   1,300   1,300   1,300   1,300   1,300   1,300   1,300   1,300   1,300   1,300   1,300   1,300   1,300   1,300   1,300   1,300   1,300   1,300   1,300   1,300   1,300   1,300   1,300   1,300   1,300   1,300   1,300   1,300   1,300   1,300   1,300   1,300   1,300   1,300   1,300   1,300   1,300   1,300   1,300   1,300   1,300   1,300   1,300   1,300   1,300   1,300   1,300   1,300   1,300   1,300   1,300   1,300   1,300   1,300   1,300   1,300   1,300   1,300   1,300   1,300   1,300   1,300   1,300   1,300   1,300   1,300   1,300   1,300   1,300   1,300   1,300   1,300   1,300   1,300   1,300   1,300   1,300   1,300   1,300   1,300   1,300   1,300   1,300   1,300   1,300   1,300   1,300   1,300   1,300   1,300   1,300   1,300   1,300   1,300   1,300   1,300   1,300   1,300   1,300   1,300   1,300   1,300   1,300   1,300   1,300   1,300   1,300   1,300   1,300   1,300   1,300   1,300   1,300   1,300   1,300   1,300   1,300   1,300   1,300   1,300   1,300   1,300   1,300   1,300   1,300   1,300   1,300   1,300   1,300   1,300   1,300   1,300   1,300   1,300   1,300   1,300   1,300   1,300   1,300   1,300   1,300   1,300   1,300   1,300   1,300   1,300   1,300   1,300   1,300   1,300   1,300   1,300   1,300   1,300   1,300   1,300   1,300   1,300   1,300   1,300   1,300   1,300   1,300   1,300   1,300   1,300   1,300   1,300   1,300   1,300   1,300   1,300   1,300   1,300   1,300   1,300   1,300   1,300   1,300   1,300   1,300   1,300   1,300   1,300   1,300   1,300   1,300   1,300   1,300   1,300   1,300   1,300   1,300   1,300   1,300   1,300   1,300   1,300   1,300   1,300   1,300   1,300   1,300   1,300   1,300   1,300   1,300   1,300   1,300   1,300   1,300   1,300   1,300   1,300   1,300   1,300   1,300   1,300   1,300   1,300   1,300     |               | 什器 備品               | ネットワーク接続コンピューター、音響設備、パソコン等 | 共用財産                                    | 17, 882 741                  |
| 商 標 権 ロゴマーク 共用財産 1、300、30 名 教金・差入保証金 富国生命ビル賃借関係 共用財産 107、527、00 長期前払費用 ルーケーの保守契約 共用財産 635、12 その他固定資産合計 2、034、942、45 資産合計 3、098、902、45 (流動負債) 未 払 金 出向者負担金等 公益目的事業に係る出向者負担金等 104、954、63 対 43、098、902、45 (流動負債) 未 払 金 出向者負担金等 公益目的事業に係る出向者負担金等 104、954、63 対 43、000、63 対 43、000 |               |                     |                            |                                         |                              |
| 敷金・差入保証金   長期前払費用                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |               |                     |                            | · ······                                |                              |
| 長期前払費用     ルラの保守契約     共用財産     635, 12       古定資産合計     179,029,99       (流動負債)     2,034,942,45       未 払 金     出向者負担金等     公益目的事業に係る出向者負担金等     104,954,63       流動負債合計     社会保険料、源泉徴収分等<br>職員に対するもの     役職員の社会保険料の預り分等<br>職員7名の賞与の支払いに備えるもの     4,001,62       (固定負債)     役員退職給慰労引当金<br>退職給付引当金     役員に対するもの<br>職員に対するもの     役員1名の退職金の支払いに備えるもの     12,253,50       固定負債合計     91,512,50       負債合計     203,818,76                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |               | 商標権                 | ロコ゛マーク                     | 共用財産                                    | 1, 300, 365                  |
| 長期前払費用     ルラの保守契約     共用財産     635, 12       古定資産合計     179,029,99       (流動負債)     2,034,942,45       未 払 金     出向者負担金等     公益目的事業に係る出向者負担金等     104,954,63       流動負債合計     社会保険料、源泉徴収分等<br>職員に対するもの     役職員の社会保険料の預り分等<br>職員7名の賞与の支払いに備えるもの     4,001,62       (固定負債)     役員退職給慰労引当金<br>退職給付引当金     役員に対するもの<br>職員に対するもの     役員1名の退職金の支払いに備えるもの     12,253,50       固定負債合計     91,512,50       負債合計     203,818,76                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |               | 敷金・差入保証金            | 富国生命ビル賃借関係                 | 共用財産                                    | 107 527 096                  |
| その他固定資産合計                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |               |                     |                            | · ······                                |                              |
| 固定資産合計                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |               |                     | ルーパーの保寸突約                  | <b>六川別</b>                              |                              |
| 資産合計                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |               | その他固定資産合計           |                            |                                         | 179, 029, 995                |
| 資産合計       3,098,902,46         (流動負債)       未 払 金       出向者負担金等       公益目的事業に係る出向者負担金等       104,954,60         預 り 金       社会保険料、源泉徴収分等       役職員の社会保険料の預り分等       4,001,62         (固定負債)       職員「対するもの       職員7名の賞与の支払いに備えるもの       3,350,03         (固定負債)       役員退職給慰労引当金       役員に対するもの       役員1名の退職金の支払いに備えるもの       12,253,50         (固定負債合計       91,512,50       00       00       00       00       00       00       00       00       00       00       00       00       00       00       00       00       00       00       00       00       00       00       00       00       00       00       00       00       00       00       00       00       00       00       00       00       00       00       00       00       00       00       00       00       00       00       00       00       00       00       00       00       00       00       00       00       00       00       00       00       00       00       00       00       00       00       00       00       00       00       00       00       00       00       00       00                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       | 固定資産合計        |                     |                            | •                                       | 2 034 942 49                 |
| (流動負債)     未 払 金 出向者負担金等 公益目的事業に係る出向者負担金等 104,954,63     預 り 金 社会保険料、源泉徴収分等 役職員の社会保険料の預り分等 4,001,62     賞 与 引 当 金 職員に対するもの 職員7名の賞与の支払いに備えるもの 3,350,03     流動負債合計                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |               |                     | 1                          |                                         |                              |
| 未 払 金 出向者負担金等 公益目的事業に係る出向者負担金等 104,954,65   預 り 金 社会保険料、源泉徴収分等 役職員の社会保険料の預り分等 4,001,65   賞 与 引 当 金 職員に対するもの 職員7名の賞与の支払いに備えるもの 3,350,05   (固定負債)   ② 役員退職給慰労引当金 役員に対するもの 役員1名の退職金の支払いに備えるもの 12,253,50                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | <b>資座台計</b>   |                     | 1                          |                                         | ა, u98, 902, 48 <sup>2</sup> |
| 預り金 社会保険料、源泉徴収分等 投職員の社会保険料の預り分等 4,001,62 職員「与引当金 職員に対するもの 職員7名の賞与の支払いに備えるもの 3,350,03 (12,306,25 (12,306,25 (12,306,25 (12,306,25 (12,306,25 (12,306,25 (12,306,25 (12,306,25 (12,306,25 (12,306,25 (12,306,25 (12,306,25 (12,306,25 (12,306,25 (12,306,25 (12,306,25 (12,306,25 (12,306,25 (12,306,25 (12,306,25 (12,306,25 (12,306,25 (12,306,25 (12,306,25 (12,306,25 (12,306,25 (12,306,25 (12,306,25 (12,306,25 (12,306,25 (12,306,25 (12,306,25 (12,306,25 (12,306,25 (12,306,25 (12,306,25 (12,306,25 (12,306,25 (12,306,25 (12,306,25 (12,306,25 (12,306,25 (12,306,25 (12,306,25 (12,306,25 (12,306,25 (12,306,25 (12,306,25 (12,306,25 (12,306,25 (12,306,25 (12,306,25 (12,306,25 (12,306,25 (12,306,25 (12,306,25 (12,306,25 (12,306,25 (12,306,25 (12,306,25 (12,306,25 (12,306,25 (12,306,25 (12,306,25 (12,306,25 (12,306,25 (12,306,25 (12,306,25 (12,306,25 (12,306,25 (12,306,25 (12,306,25 (12,306,25 (12,306,25 (12,306,25 (12,306,25 (12,306,25 (12,306,25 (12,306,25 (12,306,25 (12,306,25 (12,306,25 (12,306,25 (12,306,25 (12,306,25 (12,306,25 (12,306,25 (12,306,25 (12,306,25 (12,306,25 (12,306,25 (12,306,25 (12,306,25 (12,306,25 (12,306,25 (12,306,25 (12,306,25 (12,306,25 (12,306,25 (12,306,25 (12,306,25 (12,306,25 (12,306,25 (12,306,25 (12,306,25 (12,306,25 (12,306,25 (12,306,25 (12,306,25 (12,306,25 (12,306,25 (12,306,25 (12,306,25 (12,306,25 (12,306,25 (12,306,25 (12,306,25 (12,306,25 (12,306,25 (12,306,25 (12,306,25 (12,306,25 (12,306,25 (12,306,25 (12,306,25 (12,306,25 (12,306,25 (12,306,25 (12,306,25 (12,306,25 (12,306,25 (12,306,25 (12,306,25 (12,306,25 (12,306,25 (12,306,25 (12,306,25 (12,306,25 (12,306,25 (12,306,25 (12,306,25 (12,306,25 (12,306,25 (12,306,25 (12,306,25 (12,306,25 (12,306,25 (12,306,25 (12,306,25 (12,306,25 (12,306,25 (12,306,25 (12,306,25 (12,306,25 (12,306,25 (12,306,25 (12,306,25 (12,306,25 (12,306,25 (12,306,25 (12,306,25 (12,306,25 (12,306,25 (12,306,25 (12,306,25 (12,306,25 (12,306,25 (12,306,25 (12,306,25 (12,306,25 (12,306,25 (12,306,25 (12,306,25 (12,306,25 (12,306,25 (12,306,25 (12,306,25 (12,306,25 ( | (流動負債)        |                     |                            |                                         |                              |
| 預り金 社会保険料、源泉徴収分等 投職員の社会保険料の預り分等 4,001,62 職員「与引当金 職員に対するもの 職員7名の賞与の支払いに備えるもの 3,350,03 (12,306,25 (12,306,25 (12,306,25 (12,306,25 (12,306,25 (12,306,25 (12,306,25 (12,306,25 (12,306,25 (12,306,25 (12,306,25 (12,306,25 (12,306,25 (12,306,25 (12,306,25 (12,306,25 (12,306,25 (12,306,25 (12,306,25 (12,306,25 (12,306,25 (12,306,25 (12,306,25 (12,306,25 (12,306,25 (12,306,25 (12,306,25 (12,306,25 (12,306,25 (12,306,25 (12,306,25 (12,306,25 (12,306,25 (12,306,25 (12,306,25 (12,306,25 (12,306,25 (12,306,25 (12,306,25 (12,306,25 (12,306,25 (12,306,25 (12,306,25 (12,306,25 (12,306,25 (12,306,25 (12,306,25 (12,306,25 (12,306,25 (12,306,25 (12,306,25 (12,306,25 (12,306,25 (12,306,25 (12,306,25 (12,306,25 (12,306,25 (12,306,25 (12,306,25 (12,306,25 (12,306,25 (12,306,25 (12,306,25 (12,306,25 (12,306,25 (12,306,25 (12,306,25 (12,306,25 (12,306,25 (12,306,25 (12,306,25 (12,306,25 (12,306,25 (12,306,25 (12,306,25 (12,306,25 (12,306,25 (12,306,25 (12,306,25 (12,306,25 (12,306,25 (12,306,25 (12,306,25 (12,306,25 (12,306,25 (12,306,25 (12,306,25 (12,306,25 (12,306,25 (12,306,25 (12,306,25 (12,306,25 (12,306,25 (12,306,25 (12,306,25 (12,306,25 (12,306,25 (12,306,25 (12,306,25 (12,306,25 (12,306,25 (12,306,25 (12,306,25 (12,306,25 (12,306,25 (12,306,25 (12,306,25 (12,306,25 (12,306,25 (12,306,25 (12,306,25 (12,306,25 (12,306,25 (12,306,25 (12,306,25 (12,306,25 (12,306,25 (12,306,25 (12,306,25 (12,306,25 (12,306,25 (12,306,25 (12,306,25 (12,306,25 (12,306,25 (12,306,25 (12,306,25 (12,306,25 (12,306,25 (12,306,25 (12,306,25 (12,306,25 (12,306,25 (12,306,25 (12,306,25 (12,306,25 (12,306,25 (12,306,25 (12,306,25 (12,306,25 (12,306,25 (12,306,25 (12,306,25 (12,306,25 (12,306,25 (12,306,25 (12,306,25 (12,306,25 (12,306,25 (12,306,25 (12,306,25 (12,306,25 (12,306,25 (12,306,25 (12,306,25 (12,306,25 (12,306,25 (12,306,25 (12,306,25 (12,306,25 (12,306,25 (12,306,25 (12,306,25 (12,306,25 (12,306,25 (12,306,25 (12,306,25 (12,306,25 (12,306,25 (12,306,25 (12,306,25 (12,306,25 (12,306,25 (12,306,25 (12,306,25 (12,306,25 (12,306,25 (12,306,25 ( |               |                     |                            |                                         |                              |
| 預り金 社会保険料、源泉徴収分等 投職員の社会保険料の預り分等 4,001,62 職員「与引当金 職員に対するもの 職員7名の賞与の支払いに備えるもの 3,350,03 (12,306,25 (12,306,25 (12,306,25 (12,306,25 (12,306,25 (12,306,25 (12,306,25 (12,306,25 (12,306,25 (12,306,25 (12,306,25 (12,306,25 (12,306,25 (12,306,25 (12,306,25 (12,306,25 (12,306,25 (12,306,25 (12,306,25 (12,306,25 (12,306,25 (12,306,25 (12,306,25 (12,306,25 (12,306,25 (12,306,25 (12,306,25 (12,306,25 (12,306,25 (12,306,25 (12,306,25 (12,306,25 (12,306,25 (12,306,25 (12,306,25 (12,306,25 (12,306,25 (12,306,25 (12,306,25 (12,306,25 (12,306,25 (12,306,25 (12,306,25 (12,306,25 (12,306,25 (12,306,25 (12,306,25 (12,306,25 (12,306,25 (12,306,25 (12,306,25 (12,306,25 (12,306,25 (12,306,25 (12,306,25 (12,306,25 (12,306,25 (12,306,25 (12,306,25 (12,306,25 (12,306,25 (12,306,25 (12,306,25 (12,306,25 (12,306,25 (12,306,25 (12,306,25 (12,306,25 (12,306,25 (12,306,25 (12,306,25 (12,306,25 (12,306,25 (12,306,25 (12,306,25 (12,306,25 (12,306,25 (12,306,25 (12,306,25 (12,306,25 (12,306,25 (12,306,25 (12,306,25 (12,306,25 (12,306,25 (12,306,25 (12,306,25 (12,306,25 (12,306,25 (12,306,25 (12,306,25 (12,306,25 (12,306,25 (12,306,25 (12,306,25 (12,306,25 (12,306,25 (12,306,25 (12,306,25 (12,306,25 (12,306,25 (12,306,25 (12,306,25 (12,306,25 (12,306,25 (12,306,25 (12,306,25 (12,306,25 (12,306,25 (12,306,25 (12,306,25 (12,306,25 (12,306,25 (12,306,25 (12,306,25 (12,306,25 (12,306,25 (12,306,25 (12,306,25 (12,306,25 (12,306,25 (12,306,25 (12,306,25 (12,306,25 (12,306,25 (12,306,25 (12,306,25 (12,306,25 (12,306,25 (12,306,25 (12,306,25 (12,306,25 (12,306,25 (12,306,25 (12,306,25 (12,306,25 (12,306,25 (12,306,25 (12,306,25 (12,306,25 (12,306,25 (12,306,25 (12,306,25 (12,306,25 (12,306,25 (12,306,25 (12,306,25 (12,306,25 (12,306,25 (12,306,25 (12,306,25 (12,306,25 (12,306,25 (12,306,25 (12,306,25 (12,306,25 (12,306,25 (12,306,25 (12,306,25 (12,306,25 (12,306,25 (12,306,25 (12,306,25 (12,306,25 (12,306,25 (12,306,25 (12,306,25 (12,306,25 (12,306,25 (12,306,25 (12,306,25 (12,306,25 (12,306,25 (12,306,25 (12,306,25 (12,306,25 (12,306,25 (12,306,25 ( |               | 未 払 金               | 出向者負担金等                    | 公益目的事業に係る出向者負担金等                        | 104, 954, 632                |
| 賞 与 引 当 金 職員に対するもの 職員7名の賞与の支払いに備えるもの 3,350,03 (25 (25 (25 (25 (25 (25 (25 (25 (25 (25                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |               |                     |                            |                                         |                              |
| 賞 与 引 当 金 職員に対するもの 職員7名の賞与の支払いに備えるもの 3,350,03 (25 (25 (25 (25 (25 (25 (25 (25 (25 (25                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |               | 預 り 金               | 社会保険料、源泉徴収分等               | 役職員の社会保険料の預り分等                          | 4, 001, 625                  |
| 流動負債合計 112,306,25 (固定負債) 役員退職給慰労引当金 役員に対するもの 役員1名の退職金の支払いに備えるもの 12,253,50 現職給付引当金 職員に対するもの 職員11名の退職金の支払いに備えるもの 79,259,00 固定負債合計 91,512,50 203,818,75                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |               |                     |                            |                                         |                              |
| (固定負債) 役員退職給慰労引当金 役員に対するもの 役員1名の退職金の支払いに備えるもの 12,253,50 79,259,00 間定負債合計 91,512,50 203,818,75                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |               | 貝サリヨ並               |                            |                                         |                              |
| 役員退職給慰労引当金<br>退職給付引当金役員に対するもの<br>職員に対するもの<br>職員に対するもの役員1名の退職金の支払いに備えるもの<br>職員11名の退職金の支払いに備えるもの12, 253, 50<br>79, 259, 00固定負債合計91, 512, 50<br>203, 818, 75                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | 流動負債合計        |                     |                            |                                         | 112, 306, 290                |
| 役員退職給慰労引当金<br>退職給付引当金役員に対するもの<br>職員に対するもの<br>職員に対するもの役員1名の退職金の支払いに備えるもの<br>職員11名の退職金の支払いに備えるもの12, 253, 50<br>79, 259, 00固定負債合計91, 512, 50<br>203, 818, 75                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | (固定負債)        |                     |                            |                                         |                              |
| 退職給付引当金職員に対するもの職員11名の退職金の支払いに備えるもの79,259,00固定負債合計91,512,50負債合計203,818,75                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |               | 20日 리 판 상 타 쓰 리 포 수 |                            | 2000年1111年27年の                          | 12 252 500                   |
| 固定負債合計91,512,50負債合計203,818,76                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |               |                     |                            |                                         |                              |
| 固定負債合計91,512,50負債合計203,818,79                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |               | 退職給付引当金             | 職員に対するもの                   | 職員11名の退職金の支払いに備えるもの                     | 79, 259, 00                  |
| 負債合計 203,818,75                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              | 固定負债会計        |                     |                            | •                                       | 91 512 50                    |
|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |               | ı                   | 1                          |                                         |                              |
| 正味財産 2,895,083,69                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |               |                     |                            |                                         |                              |
|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              | 正味財産          |                     |                            |                                         | 2, 895, 083, 69              |

### 独立監査人の監査報告書

2023年5月11日

公益財団法人 財務会計基準機構

理 事 長 林 田 英 治 殿

東陽監査法人 東京都千代田区

指定社員 公認会計士 王、八 耳念 業務執行社員

#### <財務諸表等監查>

#### 監査意見

当監査法人は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第23条の規定に基づく監査に準じて、公益財団法人財務会計基準機構の2022年4月1日から2023年3月31日までの2022年度(第23期)の貸借対照表、正味財産増減計算書及び財務諸表に対する注記並びに附属明細書について監査し、あわせて、貸借対照表内訳表及び正味財産増減計算書内訳表(以下、これらの監査の対象書類を「財務諸表等」という。)について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表等が、我が国において一般に公正妥当と認められる公益法人会計の基準に準拠して、当該財務諸表等に係る期間の財産及び正味財産増減の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、法人から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書並びに財産目録のうち意見の対象とされていない部分である。理事者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監事の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における理事の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 財務諸表等に対する理事者及び監事の責任

理事者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる公益法人会計の基準に準拠して財務諸表等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表等を作成し適正に表示するために理事者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表等を作成するに当たり、理事者は、継続組織の前提に基づき財務諸表等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる公益法人会計の基準に基づいて継続組織に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監事の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における理事の職務の執行を監視することにある。

#### 財務諸表等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表等に不正又は 誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書におい て独立の立場から財務諸表等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤 謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表等の利用者の意思決定に 影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程 を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示 リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断 による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 理事者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに理事者によって行われた 会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 理事者が継続組織を前提として財務諸表等を作成することが適切であるかどうか、また、 入手した監査証拠に基づき、継続組織の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続組織の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表等の注記事項が適切でない場合は、財務諸表等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、法人は継続組織として存続できなくなる可能性がある。
- 財務諸表等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる公益法人会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表等の表示、構成及び内容、並びに財務諸表等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監事に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

#### <財産目録に対する意見>

#### 財産目録に対する監査意見

当監査法人は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第23条の規定に基づく監査に準じて、公益財団法人財務会計基準機構の2023年3月31日現在の2022年度(第23期)の財産目録(「貸借対照表科目」、「金額」及び「使用目的等」の欄に限る。以下同じ。)について監査を行った。

当監査法人は、上記の財産目録が、我が国において一般に公正妥当と認められる公益法人会計の基準に準拠しており、公益認定関係書類と整合して作成されているものと認める。

#### 財産目録に対する理事者及び監事の責任

理事者の責任は、財産目録を、我が国において一般に公正妥当と認められる公益法人会計の基準に準拠するとともに、公益認定関係書類と整合して作成することにある。

監事の責任は、財産目録作成における理事の職務の執行を監視することにある。

#### 財産目録に対する監査における監査人の責任

監査人の責任は、財産目録が、我が国において一般に公正妥当と認められる公益法人会計の基準に準拠しており、公益認定関係書類と整合して作成されているかについて意見を表明することにある。

#### 利害関係

法人と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監 査 報 告 書

2023年5月17日

公益財団法人 財務会計基準機構 理事長 林 田 英 治 殿

公益財団法人 財務会計基準機構

監事 上田門 監事 高 入

私たちは、公益財団法人財務会計基準機構の 2022 年4月1日から 2023 年3月31日 までの 2022 年度(第23期)における理事の職務の執行を監査いたしました。その結果を次のとおり報告いたします。

#### 1. 監査方法及びその内容

- (1) 理事の職務の執行並びに事業報告及びその附属明細書の監査については、理事会等の会議に出席し、理事から業務の報告を聴取し、関係書類の閲覧その他必要と思われる監査手続を実施して、理事の職務の執行並びに事業報告及びその附属明細書の妥当性を検討しました。
- (2) 計算書類及びその附属明細書並びに財産目録の監査については、独立監査人から 監査実施状況及び結果について報告を受けた上で、関係書類の閲覧その他必要と思 われる監査手続を実施して、計算書類及びその附属明細書並びに財産目録を検討し ました。

#### 2. 監査意見

- (1) 理事の職務の執行並びに事業報告及びその附属明細書の監査結果
  - 一 当公益財団法人の理事の職務の執行に関し、不正の行為又は法令若しくは定款 に違反する重大な事実は認められません。
  - 二 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い当公益財団法人の状況を 正しく示していると認めます。
- (2) 計算書類及びその附属明細書並びに財産目録に関する監査結果 計算書類及びその附属明細書並びに財産目録は当公益財団法人の財産及び損 益の状況をすべての重要な点において適正に表示していると認めます。

以上

#### VIII. 評議員、役員等の状況

1. 評議員、役員等の名簿(2023年3月31日現在)

[評議員](10名)

#### 評議員会議長

手塚 正彦 (日本公認会計士協会 相談役(前会長) 一般財団法人会計教育研修機構 理事長)

#### 評議員

井上 隆 (一般社団法人日本経済団体連合会 専務理事)

大久保孝一 (有限責任監査法人トーマツ 包括代表(兼)監査・保証事業本部

長)

神田 秀樹 (学習院大学大学院 法務研究科 教授)

清田 瞭 (株式会社日本取引所グループ 取締役兼代表執行役グループ

CEO)

小澤 壽人 (三菱重工業株式会社 取締役 常務執行役員 CFO)

田代 桂子 (株式会社大和証券グループ本社 取締役兼執行役副社長)

徳賀 芳弘 (京都先端科学大学副学長・京都大学名誉教授)

中島 茂 (弁護士)

西村 義明 (住友理工株式会社 特別顧問)

#### [役員](理事 19 名、監事 2 名)

#### 理事長

林田 英治 (JFEホールディングス株式会社 特別顧問)

#### 代表理事常務

岩間 芳仁 (公益財団法人財務会計基準機構 事務局長)

#### 理事

青 克美 (株式会社東京証券取引所 常務執行役員)

荒井 恒一 (日本商工会議所 理事·事務局長)

岩井 尚彦 (日本製鉄株式会社 常務執行役員財務部長)

梅田 直樹 (三菱地所株式会社 執行役常務)

大知 久一 (一般社団法人日本損害保険協会 専務理事)

片倉 正美 (EY 新日本有限責任監査法人 理事長)

金井 洋 (一般社団法人生命保険協会 副会長)

神作 裕之 (東京大学大学院法学政治学研究科 教授)

許斐 潤 (公益社団法人日本証券アナリスト協会 理事)

齋藤 真哉 (横浜国立大学大学院国際社会科学研究院 教授)

岳野万里夫 (日本証券業協会 副会長·専務理事)

辻 松雄 (一般社団法人全国銀行協会 副会長兼専務理事)

鶴田 光夫 (日本公認会計士協会 副会長)

中野 恵 (日本たばこ産業株式会社 代表取締役副社長)

茂木 哲也 (日本公認会計士協会 会長)

吉田 安宏 (住友商事株式会社 執行役員 財務・経理・リスクマネジメント担

当役員補佐(経理担当))

米山 正樹 (東京大学大学院経済学研究科 教授)

監事

南 成人 (日本公認会計士協会 副会長)

山田 剛志 (株式会社 IHI 代表取締役 副社長執行役員)

#### [その他の委員会]

(1) 委員推薦・評価委員会

委員長 齋藤 真哉 (横浜国立大学大学院国際社会科学研究院 教授)

委員 青 克美 (株式会社東京証券取引所 常務執行役員)

委員 井上 隆 (一般社団法人日本経済団体連合会 専務理事)

委員 許斐 潤 (公益社団法人日本証券アナリスト協会 理事)

委員 茂木 哲也 (日本公認会計士協会 会長)

(2) 適正手続監督委員会

委員長 米山 正樹 (東京大学大学院経済学研究科 教授)

委員 井上 隆 (一般社団法人日本経済団体連合会 専務理事)

委員 梅田 直樹 (三菱地所株式会社 執行役常務)

委員 許斐 潤 (公益社団法人日本証券アナリスト協会 理事)

委員 鶴田 光夫 (日本公認会計士協会 副会長)

委員 西村 義明 (住友理工株式会社 特別顧問)

(3) 業務推進委員会

委員長 岩間 芳仁 (公益財団法人財務会計基準機構 代表理事常務)

## 2. 評議員、役員の異動

## <評議員の異動>

| 就任者   | 就任日             | 退任者   | 退任日        |
|-------|-----------------|-------|------------|
| 徳賀 芳弘 | 2022 年 4 月 21 日 | 國井 泰成 | 2022年6月30日 |
| 大久保孝一 | 2022年7月1日       | 関根 愛子 | <i>''</i>  |
| 手塚 正彦 | <i>II</i>       | 森 俊哉  | 2023年3月7日  |
|       |                 | 清田 瞭  | 2023年3月31日 |

# <役員の異動>

| 就任者   | 就任日            | 役職 | 退任者   | 退任日        | 役職 |
|-------|----------------|----|-------|------------|----|
| 梅田 直樹 | 2022年4月21日     | 理事 | 石原 秀威 | 2022年6月30日 | 理事 |
| 米山 正樹 | <i>II</i>      | 理事 | 加藤 達也 | <i>''</i>  | 理事 |
| 岩井 尚彦 | 2022年7月1日      | 理事 | 手塚 正彦 | <i>''</i>  | 理事 |
| 鶴田 光夫 | "              | 理事 | 岩崎 賢二 | 2022年7月31日 | 理事 |
| 茂木 哲也 | "              | 理事 | 柳澤 義一 | <i>''</i>  | 監事 |
| 大知 久一 | 2022 年 8 月 1 日 | 理事 | 見浪 直博 | 2023年2月15日 | 理事 |
| 南 成人  | "              | 監事 |       |            |    |
| 中野恵   | 2023年2月16日     | 理事 |       |            |    |

### IX. 企業会計基準諮問会議委員の状況

1. 企業会計基準諮問会議委員の名簿(2023年3月31日現在)

[企業会計基準諮問会議委員](19名)

議長

湯浅 一生 (Ridgelinez 株式会社 取締役副社長)

## 副議長

小倉加奈子 (有限責任 あずさ監査法人 専務理事)

### 委員

浅見 裕子 (学習院大学大学院経営学研究科委員長・教授、経済学部教授) 植村 一之 (パナソニック ホールディングス株式会社 グループ決算責任者 上席主幹)

遠藤 満 (一般社団法人全国銀行協会 企画部 次長)

大瀧 晃栄 (SMBC 日興証券株式会社 株式調査部 シニアアナリスト)

男澤江利子 (有限責任監査法人トーマツ パートナー)

貝増 眞 (公益社団法人日本証券アナリスト協会 職業倫理教育企画部長)

菊池 教之 (株式会社東京証券取引所 上場部長)

久玉 欣人 (東京電力ホールディングス株式会社 経営企画ユニット経理室 経理担当部長)

小林 尚明 (PwC あらた有限責任監査法人 パートナー)

佐藤 英二 (株式会社大和証券グループ本社 常務執行役 最高財務責任者)

寺本 聡 (東京海上日動火災保険株式会社 理事経理部長)

中山 和彦 (日本電信電話株式会社 執行役員 財務部門長)

野地 裕敬 (第一生命保険株式会社 収益管理部部長 兼 第一生命ホール

ディングス株式会社 主計・経理ユニット長)

正脇 久昌 (三井住友ファイナンス&リース株式会社 顧問)

弥永 真生 (明治大学大学院 会計専門職研究科 教授)

湯川 喜雄 (EY 新日本有限責任監査法人 パートナー)

渡部 譲二 (住友商事株式会社 理事 監査役業務部長)

#### 2. 企業会計基準諮問会議委員の異動

| 就任者   | 就任日        | 退任者   | 退任日        |
|-------|------------|-------|------------|
| 久玉 欣人 | 2022年4月1日  | 林 謙太郎 | 2022年5月22日 |
| 菊池 教之 | 2022年5月23日 | 西田 俊之 | 2022年6月30日 |
| 男澤江利子 | 2022年7月1日  | 藤本 貴子 | "          |
| 湯川 喜雄 | <i>''</i>  | 武内 清信 | 2022年7月31日 |
| 小倉加奈子 | 2022年8月1日  | 貝増 眞  | 2023年3月31日 |
|       |            | 正脇 久昌 | <i>''</i>  |
|       |            | 渡部 謹一 | //         |

- X. サステナビリティ基準諮問会議委員の状況
- 1. サステナビリティ基準諮問会議委員の名簿(2023 年 3 月 31 日現在) 「サステナビリティ基準諮問会議委員](14 名)

議長

湯浅 一生 (Ridgelinez 株式会社 取締役副社長)

# 委員

植村 一之 (パナソニック ホールディングス株式会社 グループ決算責任者 上席主幹)

遠藤 英昭 (PwC あらた有限責任監査法人 監査事業本部副本部長)

大波多 充 (一般社団法人全国銀行協会 企画部次長 兼 サステナビリティ

推進室室長)

菊池 教之 (株式会社東京証券取引所 上場部長)

来住 慎一 (明治安田生命保険相互会社 サステイナビリティ経営推進部長)

後藤 潤 (株式会社格付投資情報センター 格付本部 副本部長 兼 コー

ポレート 4 部長 チーフアナリスト)

関口 智和 (有限責任 あずさ監査法人 開示高度化推進部長/サステナビリ

ティ報告保証統轄)

土谷 敬 (公益社団法人日本証券アナリスト協会 国際第2部長 兼 企業

会計第2部長 兼 ESG 調査第2部長)

鶴野 忠勝 (キヤノン株式会社 サステナビリティ推進本部 環境統括センター

所長)

寺田 達彦 (三菱商事株式会社 IR 部長)

寺本 聡 (東京海上日動火災保険株式会社 理事経理部長)

堀内 優子 (野村ホールディングス株式会社 執行役員 グループファイナンス

担当(Deputy CFO)兼

野村證券株式会社 執行役員 ファイナンス 兼 ミドルオフィス担

当)

山本 有 (三井不動産株式会社 サステナビリティ推進部長)

2. 2022 年 7 月発足後のサステナビリティ基準諮問会議委員の異動 該当なし

# XI. 企業会計基準委員会委員等の状況

1. 企業会計基準委員会委員等の名簿(2023年3月31日現在)

[委員](14名)

(常勤委員)

委員長 川西 安喜

副委員長 紙谷 孝雄

委員 中條 恵美

委員 山口 奈美

#### (非常勤委員)

委員 穴田 祐史 (日本生命保険相互会社 国際計理室 国際計理室長 兼 調査

部担当部長 兼 主計部担当部長)

委員 岡橋 準 (株式会社三井住友銀行 財務企画部長)

委員 熊谷 五郎 (公益社団法人日本証券アナリスト協会 企業会計部長)

委員 栗原 雅男 (三井物産株式会社 経理部長)

委員 小出 篤 (学習院大学法学部 教授)

委員 佐藤 要造 (旭化成株式会社 上席理事 経理・財務部 プリンシパルエキス

パート)

委員 鈴木 一水 (神戸大学社会システムイノベーションセンター長)

委員 丹 昌敏 (住友化学株式会社 経理部 シニアフェロー)

委員 平井 直樹 (東海カーボン株式会社 理事 財務経理部管掌 兼 財務

経理部長)

委員 吉岡 亨 (PwC あらた有限責任監査法人 パートナー)

#### [研究員]5(25 名)

ディレクター

板橋 淳志

越智 淳 (EY 新日本有限責任監査法人)

#### アシスタント・ディレクター

牧野めぐみ (有限責任監査法人トーマツ)

丸岡 健

村瀬 進吾 (PwC あらた有限責任監査法人)

# トランスレーション・プロジェクト・マネージャー 荻原 正佳

## 専門研究員

秋本 祐哉 (有限責任 あずさ監査法人)

伊藤 修司 (有限責任監査法人トーマツ)

大澤 美幸 (PwC あらた有限責任監査法人)

大竹 勇輝 (EY 新日本有限責任監査法人)

加藤 紘司 (EY 新日本有限責任監査法人)

木村 寛人 (有限責任監査法人トーマツ)

木村 真理 (有限責任監査法人トーマツ)

桐島 雄太 (三井住友海上火災保険株式会社)

齊藤 啓 (日本銀行)

傳田 陽一 (旭化成株式会社)

富田 真史 (PwC あらた有限責任監査法人)

夏目 泰行 (明治安田生命保険相互会社)

<sup>5</sup> 研究員におけるカッコ書きは出向元を表す。

花澤 徳裕 (有限責任 あずさ監査法人)
平本 将也 (株式会社日本取引所グループ)
山崎 浩一 (有限責任 あずさ監査法人)
山田 正顕 (有限責任監査法人トーマツ)
山本 雅実 (株式会社三井住友銀行)
若尾 健二 (有限責任 あずさ監査法人)
渡部 類

2. 企業会計基準委員会委員の異動

| 就  | 任者 | 就任日             | 退任者   | 退任日         |
|----|----|-----------------|-------|-------------|
| 紙谷 | 孝雄 | 2022 年 4 月 1 日  | 小倉加奈子 | 2022年7月31日  |
| 山口 | 奈美 | II .            | 塩谷 公朗 | 2022年11月30日 |
| 穴田 | 祐史 | ″               | 平井 直樹 | 2023年3月31日  |
| 岡橋 | 準  | <i>II</i>       |       |             |
| 佐藤 | 要造 | <i>''</i>       |       |             |
| 鈴木 | 一水 | <i>II</i>       |       |             |
| 吉岡 | 亨  | 2022年8月1日       |       |             |
| 栗原 | 雅男 | 2022 年 12 月 1 日 |       |             |

# XII. サステナビリティ基準委員会委員等の状況

1. サステナビリティ基準委員会委員等の名簿(2023年3月31日現在)

[委員](13名)

(常勤委員)

 委員長
 川西安喜

 委員
 中條恵美

# (非常勤委員)

| 委員 | 井口 譲二 | (ニッセイアセットマネジメント株式会社 執行役員 運用本部    |
|----|-------|----------------------------------|
|    |       | 副本部長 チーフ・コーポレートガバナンス・オフィサー)      |
| 委員 | 沖 宏治  | (MS&AD インシュアランス グループ ホールディングス株式会 |
|    |       | 社 総合企画部 部長 兼 サステナビリティ推進室長        |
|    |       | 三井住友海上火災保険株式会社 経営企画部 部長 兼 サ      |
|    |       | ステナビリティ推進チーム)                    |
| 委員 | 勝部 安彦 | (東京電力ホールディングス株式会社 経営企画ユニット       |
|    |       | ESG 推進室長)                        |
|    |       |                                  |

委員 川那部留理子 (株式会社大和証券グループ本社 経営企画部 SDGs 推進

室長)

委員 菊池 勝也 (東京海上アセットマネジメント株式会社 理事 責任投資部長

兼 オルタナティブ責任投資部長)

委員 阪 智香 (関西学院大学商学部 教授)

委員 高村ゆかり (東京大学未来ビジョン研究センター 教授)

委員 藤本 貴子 (有限責任監査法人トーマツ パートナー)

委員 三宅 康秀 (日本製鉄株式会社 財務部部長)

委員 宮坂 充 (株式会社三菱 UFJ 銀行 経営企画部 サステナビリティ企画

室 室長)

委員 森 洋一 (日本公認会計士協会 テクニカルディレクター)

[研究員]6(8名)

ディレクター

桐原 和香 (株式会社日立製作所)

小西健太郎 (PwC あらた有限責任監査法人)

専門研究員

朝田 正剛 (JFE ホールディングス株式会社)

江口 智美 (EY 新日本有限責任監査法人)

遠藤 泰治 (Ridgelinez 株式会社)

齊藤 啓 (日本銀行)

曽根由香里 (有限責任 あずさ監査法人)

吉村 航平 (有限責任監査法人トーマツ)

2. 2022 年 7 月発足後のサステナビリティ基準委員会委員の異動

就任者 就任日 退任者 退任日

三宅 康秀 2023年3月31日

38

<sup>6</sup> 研究員におけるカッコ書きは出向元を表す。

# (附属明細書 1)企業会計基準委員会及び専門委員会等の開催状況

# 1. 企業会計基準委員会の開催状況

| 回   | 開催日      | 議題                                             |
|-----|----------|------------------------------------------------|
| 477 | 2022 年   | (審議事項)                                         |
|     | 4月13日    | (1) 委員会の運営について(非公開)                            |
|     |          | (2) 2022 年 3 月・4 月開催会計基準アドバイザリー・フォーラム(ASAF)の報告 |
|     |          | (3) リースに関する会計基準の開発                             |
|     |          | (4) 金融資産の減損に関する会計基準の開発                         |
|     |          | (5) 専門委員の選退任                                   |
| 478 | 2022 年   | (審議事項)                                         |
|     | 4月26日    | (1) リースに関する会計基準の開発                             |
|     |          | (2) 金融資産の減損に関する会計基準の開発                         |
|     |          | (報告事項)                                         |
|     |          | (1) 2022 年 3 月・4 月開催会計基準アドバイザリー・フォーラム(ASAF)の報告 |
| 479 | 2022 年   | (審議事項)                                         |
|     | 5月17日    | (1) リースに関する会計基準の開発                             |
|     |          | (2) 金融資産の減損に関する会計基準の開発                         |
| 480 | 2022 年   | (審議事項)                                         |
|     | 5月31日    | (1) リースに関する会計基準の開発                             |
|     |          | (2) 金融資産の減損に関する会計基準の開発                         |
|     |          | (3) 専門委員の選退任                                   |
|     |          | (報告事項)                                         |
|     |          | (1) IFRS 解釈指針委員会のアジェンダ決定案「貸手のリース料免除(IFRS 第 9   |
| 404 | 2000 7   | 号『金融商品』及び IFRS 第 16 号『リース』)」へのコメント             |
| 481 | 2022 年   | (審議事項)                                         |
|     | 6月15日    | (1) リースに関する会計基準の開発                             |
|     |          | (2) 金融資産の減損に関する会計基準の開発                         |
|     |          | (3) 法令等の改正に伴う企業会計基準等の修正                        |
|     |          | (4) 開示(注記事項)に関する基準開発方針の検討                      |
|     |          | (5) 専門委員等の選退任<br>(報告事項)                        |
|     |          | (報 日 事 類)<br>  (1) 企業会計基準の訂正                   |
| 482 | 2022 年   | (審議事項)                                         |
| 402 | 6月29日    | (1) リースに関する会計基準の開発                             |
|     | 0 Д 23 Д | (2) 金融資産の減損に関する会計基準の開発                         |
|     |          | (3) 中期運営方針                                     |
|     |          | (4) 2022 年 7 月開催会計基準アドバイザリー・フォーラム(ASAF)への対応    |
|     |          | (5) 専門委員の選退任                                   |
| 483 | 2022 年   | (審議事項)                                         |
|     | 7月19日    | (1) 2022 年 7 月開催会計基準アドバイザリー・フォーラム(ASAF)の報告     |
|     | .,,      | TA T       |

| 回   | 開催日    | 議題                                          |
|-----|--------|---------------------------------------------|
|     |        | (2) リースに関する会計基準の開発                          |
|     |        | (3)「税金費用の計上区分」及び「グループ法人税制が適用される場合の子会社       |
|     |        | 株式等(子会社株式又は関連会社株式)の売却に係る税効果」に関する公           |
|     |        | 開草案に寄せられたコメントへの対応                           |
|     |        | (4)「電子記録移転有価証券表示権利等の発行及び保有の会計処理及び開示         |
|     |        | に関する取扱い」に関する公開草案に寄せられたコメントへの対応、並びに          |
|     |        | 「資金決済法上の暗号資産又は金融商品取引法上の電子記録移転権利に            |
|     |        | 該当するICOトークンの発行及び保有に係る会計処理に関する論点の整理」         |
|     |        | に関するコメントの概要                                 |
|     |        | (5) 専門委員の選退任                                |
| 484 | 2022 年 | (審議事項)                                      |
|     | 8月1日   | (1) 企業会計基準諮問会議からのテーマ提言                      |
|     |        | (2) 企業会計基準諮問会議からのテーマ提言への対応                  |
|     |        | (3) リースに関する会計基準の開発                          |
|     |        | (4) 金融資産の減損に関する会計基準の開発                      |
|     |        | (5)「電子記録移転有価証券表示権利等の発行及び保有の会計処理及び開示         |
|     |        | に関する取扱い」に関する公開草案に寄せられたコメントへの対応              |
|     |        | (6) 専門委員等の選退任                               |
|     |        | (報告事項)                                      |
|     |        | (1) 2022 年 7 月開催 会計基準アドバイザリー・フォーラム(ASAF)の報告 |
| 485 | 2022 年 | (審議事項)                                      |
|     | 8月23日  | (1) 中期運営方針の検討                               |
|     |        | (2) 実務対応報告「電子記録移転有価証券表示権利等の発行及び保有の会計        |
|     |        | 処理及び開示に関する取扱い」【公表議決】                        |
|     |        | (3)「資金決済法上の暗号資産又は金融商品取引法上の電子記録移転権利に         |
|     |        | 該当するICOトークンの発行及び保有に係る会計処理に関する論点の整理」         |
|     |        | に寄せられたコメントへの対応                              |
|     |        | (4) リースに関する会計基準の開発                          |
|     |        | (5) 金融資産の減損に関する会計基準の開発                      |
| 486 | 2022 年 | (審議事項)                                      |
|     | 9月6日   | (1) リースに関する会計基準の開発                          |
|     |        | (2) 金融資産の減損に関する会計基準の開発                      |
|     |        | (3) 税金費用の計上区分及びグループ法人税制が適用される場合の子会社株        |
|     |        | 式等(子会社株式又は関連会社株式)の売却に係る税効果に関する公開草           |
|     |        | 案に寄せられたコメントへの対応                             |
| 487 | 2022 年 | (審議事項)                                      |
|     | 9月21日  | (1) 2022 年 9 月開催会計基準アドバイザリー・フォーラム(ASAF)への対応 |
|     |        | (2) リースに関する会計基準の開発                          |
|     |        | (3) 金融資産の減損に関する会計基準の開発                      |

| □   | 開催日    | 議題                                           |
|-----|--------|----------------------------------------------|
| 488 | 2022 年 | (審議事項)                                       |
|     | 10月4日  | (1) 2022 年 9 月開催会計基準アドバイザリー・フォーラム(ASAF)の報告   |
|     |        | (2) 金融資産の減損に関する会計基準の開発                       |
|     |        | (3) 税金費用の計上区分及びグループ法人税制が適用される場合の子会社株         |
|     |        | 式等(子会社株式又は関連会社株式)の売却に係る税効果に関する公開草            |
|     |        | 案に寄せられたコメントへの対応                              |
| 489 | 2022 年 | (審議事項)                                       |
|     | 10月18日 | (1) 企業会計基準第 27 号「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」の     |
|     |        | 改正案等【公表議決】                                   |
|     |        | (2)「資金決済法上の暗号資産又は金融商品取引法上の電子記録移転権利に          |
|     |        | 該当するICOトークンの発行及び保有に係る会計処理に関する論点の整理」          |
|     |        | に寄せられたコメントへの対応                               |
|     |        | (3) リースに関する会計基準の開発                           |
|     |        | (4) 専門委員の選退任                                 |
|     |        | (報告事項)                                       |
|     |        | (1) 2022 年 9 月開催会計基準アドバイザリー・フォーラム(ASAF)の報告   |
| 490 | 2022 年 | (審議事項)                                       |
|     | 11月7日  | (1)「資金決済法上の暗号資産又は金融商品取引法上の電子記録移転権利に          |
|     |        | 該当するICOトークンの発行及び保有に係る会計処理に関する論点の整理」          |
|     |        | に寄せられたコメントへの対応                               |
|     |        | (2) ステーブルコイン(資金決済法上の「電子決済手段」の発行・保有等に係る会      |
|     |        | 計上の取扱い)                                      |
|     |        | (3) リースに関する会計基準の開発                           |
|     |        | (4) 金融資産の減損に関する会計基準の開発                       |
| 491 | 2022 年 | (審議事項)                                       |
|     | 11月21日 | (1) 委員会の運営について(非公開)                          |
|     |        | (2) リースに関する会計基準の開発                           |
|     |        | (3) 金融資産の減損に関する会計基準の開発                       |
|     |        | (4) 資金決済法上の「電子決済手段」の発行・保有等に係る会計上の取扱い         |
| 492 | 2022 年 | (審議事項)                                       |
|     | 12月6日  | (1) 企業会計基準諮問会議からの報告                          |
|     |        | (2) 2022 年 12 月開催会計基準アドバイザリー・フォーラム(ASAF)への対応 |
|     |        | (3) リースに関する会計基準の開発                           |
|     |        | (4) 金融資産の減損に関する会計基準の開発                       |
|     |        | (5) 中小企業の会計に関する指針について                        |
| 493 | 2022 年 | (審議事項)                                       |
|     | 12月26日 | (1) 委員会の運営について(非公開)                          |
|     |        | (2) 2022 年 12 月開催会計基準アドバイザリー・フォーラム(ASAF)の報告  |
|     |        | (3) 企業会計基準委員会の審議テーマ                          |
|     |        | (4) 国際的な税制改革に関する IAS 第 12 号への修正案への対応         |

| 回   | 開催日    | 議題                                          |
|-----|--------|---------------------------------------------|
|     |        | (5) 金融資産の減損に関する会計基準の開発                      |
|     |        | (6) 専門委員の選退任                                |
| 494 | 2023 年 | (審議事項)                                      |
|     | 1月17日  | (1) 国際的な税制改革に関する IAS 第 12 号への修正案への対応        |
|     |        | (2) グローバル・ミニマム課税に関する改正法人税法への対応              |
|     |        | (3) リースに関する会計基準の開発                          |
|     |        | (4) 金融資産の減損に関する会計基準の開発                      |
| 495 | 2023 年 | (審議事項)                                      |
|     | 2月7日   | (1) 実務対応報告公開草案「グローバル・ミニマム課税に対応する法人税法の改      |
|     |        | 正に係る税効果会計の適用に関する当面の取扱い(案)」【公表議決】            |
|     |        | (2) 国際的な税制改革に関する IAS 第 12 号への修正案への対応        |
|     |        | (3) リースに関する会計基準の開発                          |
|     |        | (4) 金融資産の減損に関する会計基準の開発                      |
| 496 | 2023 年 | (審議事項)                                      |
|     | 2月20日  | (1) 国際的な税制改革に関する IAS 第 12 号の修正案への対応         |
|     |        | (2023 年 2 月開催会計基準アドバイザリー・フォーラム(ASAF)の報告を含む) |
|     |        | (2) リースに関する会計基準の開発                          |
|     |        | (3) 金融資産の減損に関する会計基準の開発                      |
|     |        | (4) 委員会の運営について(非公開)                         |
| 497 | 2023 年 | (審議事項)                                      |
|     | 3月8日   | (1) 企業会計基準諮問会議からの報告                         |
|     |        | (2) 実務対応報告公開草案「グローバル・ミニマム課税に対応する法人税法の改      |
|     |        | 正に係る税効果会計の適用に関する当面の取扱い(案)」に寄せられたコメ          |
|     |        | ントへの対応                                      |
|     |        | (3) リースに関する会計基準の開発                          |
|     |        | (4) 金融資産の減損に関する会計基準の開発                      |
|     |        | (5) 資金決済法上の「電子決済手段」の発行・保有等に係る会計上の取扱い        |
|     |        | (6) 専門委員会の解散                                |
|     |        | (報告事項)                                      |
|     |        | (1) 2023 年 2 月開催会計基準アドバイザリー・フォーラム(ASAF)の報告  |
|     |        | (2) IASB 公開草案「国際的な税制改革—第2の柱モデルルール(IAS 第12号の |
|     |        | 修正案)」に対するコメント                               |

|     | 開催日    | 議題                                           |
|-----|--------|----------------------------------------------|
| 498 | 2023 年 | (審議事項)                                       |
|     | 3月22日  | (1) 実務対応報告「グローバル・ミニマム課税に対応する法人税法の改正に係る       |
|     |        | 税効果会計の適用に関する当面の取扱い」【公表議決】                    |
|     |        | (2) 2023 年 3 月開催 会計基準アドバイザリー・フォーラム(ASAF)への対応 |
|     |        | (3) リースに関する会計基準の開発                           |
|     |        | (4) 金融資産の減損に関する会計基準の開発                       |
|     |        | (5) 資金決済法上の「電子決済手段」の発行・保有等に係る会計上の取扱い         |
|     |        | (6) 企業会計基準諮問会議からのテーマ提言への対応                   |
|     |        | (7) 専門委員等の選退任                                |

#### 2. 専門委員会の開催状況

#### (1) 実務対応専門委員会

専門委員会を11回(第146回~第156回)開催し、実務対応報告第43号「電子記録移転有価証券表示権利等の発行及び保有の会計処理及び開示に関する取扱い」の公表に向けての審議及び資金決済法上の「暗号資産」に該当するICOトークンの発行・保有等に係る会計上の取扱いについて審議を行った。また、資金決済法上の「電子決済手段」の発行及び保有等に係る会計上の取扱いについて、2022年8月より検討を開始し、公開草案の公表に向けて審議を行った。

#### (2) 金融商品専門委員会

専門委員会を 20 回(第 178 回~第 197 回)開催し、主に、金融資産の減損に関する会計基準の開発に向けた審議を行った。

#### (3) リース会計専門委員会

専門委員会を 19 回(第 112 回~第 130 回)開催し、すべてのリースについて資産及び負債を認識するリースに関する会計基準の開発に向けた審議を行った。

#### (4) ASAF 対応専門委員会

専門委員会を 10 回(第 123 回~第 132 回)開催し、主に、2022 年 7 月、9 月、12 月、2023 年 2 月及び 3 月開催の ASAF 会議への対応についての審議を行った。この中では、主に、IASB の持分法プロジェクト、のれん及び減損プロジェクトに関する審議を行ったほか、IASB 公開草案「国際的な税制改革—第 2 の柱モデルルール(IAS 第 12 号の修正案)」への対応について審議を行った。

#### (5) 保険契約専門委員会

専門委員会を 2 回(第 36 回〜第 37 回)開催し、IFRS 解釈指針委員会が公表した暫定的なアジェンダ決定案(年金契約グループに基づく保険カバーの移転(IFRS 第 17 号)、多通貨保険契約グループ(IFRS 第 17 号及び IAS 第 21 号))への対応案について審議を行った。

## (6) 税効果会計専門委員会

専門委員会を5回(第80回~第84回)開催し、改正企業会計基準第27号「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の公表に向けて審議を行った。また、実務対応報告第44号「グローバル・ミニマム課税に対応する法人税法の改正に係る税効果会計の適用に関する当面の

取扱い」の公表に向けての審議を行った。

### (7) IFRS 適用課題対応専門委員会

専門委員会を 5 回(第 49 回~第 53 回)開催し、IFRS 解釈指針委員会等において議論された事項についての対応案、アジェンダ決定案及び公開草案が公表された事項についてのコメントの要否及びコメントの内容についての審議を行った。主なものとして、IASB 公開草案「国際的な税制改革—第 2 の柱モデルルール(IAS 第 12 号の修正案)」へのコメントについて審議を行った。

#### (8) ディスクロージャー専門委員会

専門委員会を 10 回(第 55 回~第 64 回)開催し、IASB 公開草案「全般的な表示及び開示」、IASB 公開草案「公的説明責任のない子会社:開示」及び IASB 公開草案「IFRS 基準における開示要求一試験的アプローチ IFRS 第 13 号及び IAS 第 19 号の修正案」に寄せられたフィードバックへの対応に関するIASBボード会議での議論の状況、ASAF会議への対応について審議を行った。

# (9) 料金規制会計専門委員会

専門委員会を 8 回(第 10 回~第 17 回)開催し、IASB 公開草案「規制資産及び規制負債」に寄せられたフィードバックへの対応に関する IASB ボード会議での議論の状況、ASAF 会議への対応について審議を行った。

# (附属明細書2)企業会計基準委員会の委員・研究員が参加した主な国際会議

| 開催期間                         | 開催地<br>又は参加方法    | 会 議 名                              |
|------------------------------|------------------|------------------------------------|
| 2022年3月31日~4<br>月1日          | ウェブ会議            | 会計基準アドバイザリー・フォーラム(ASAF)会議          |
| 2022年6月10日                   | ウェブ会議            | 多国間ネットワーク会議                        |
| 2022 年 7 月 11 日~<br>7 月 12 日 | ロンドン             | ASAF 会議                            |
| 2022年8月11日~8月12日             | ウェブ会議            | 米国会計学会(AAA)年次大会                    |
| 2022年9月8日                    | ウェブ会議            | 多国間ネットワーク会議                        |
| 2022 年 9 月 15 日              | ウェブ会議            | アジア・オセアニア基準設定主体グループ(AOSSG)中間<br>会議 |
| 2022 年 9 月 26 日~<br>9 月 27 日 | ロンドン             | 世界基準設定主体(WSS)会議                    |
| 2022 年 9 月 27 日~<br>9 月 28 日 | ロンドン             | 会計基準設定主体国際フォーラム(IFASS)会議           |
| 2022 年 9 月 29 日              | ロンドン             | ASAF 会議                            |
| 2022年10月10日~                 | ノーウォーク           | 米国財務会計基準審議会(FASB)との定期協議            |
| 2022年11月2日~                  | バーチャルカ<br>ンファレンス | 国際会計基準審議会(IASB)·FASB·AAA 共同研究大会    |
| 2022年11月9日                   | ウェブ会議            | 日中韓三力国会計基準設定主体会議                   |
| 2022年11月15日~                 | カトマンズ            | AOSSG 年次総会                         |
| 2022 年 12 月 5 日              | ウェブ会議            | 多国間ネットワーク会議                        |
| 2022年12月8日~                  | ロンドン             | ASAF 会議                            |
| 2022年12月12日~12月14日           | ワシントン DC         | 米国公認会計士協会(AICPA)年次全国大会             |
| 2023年1月9日                    | トロント             | カナダ会計基準審議会(AcSB)との会合               |
| 2023年1月12日                   | ウェブ会議            | IFASS 中間会議                         |
| 2023年2月10日                   | ウェブ会議            | ASAF 会議                            |
| 2023年2月27日                   | 東京               | 国際会計基準審議会(IASB)との会合                |

| 開催期間                         | 開催地<br>又は参加方法 | 会 議 名                   |
|------------------------------|---------------|-------------------------|
| 2023年3月9日                    | ウェブ会議         | 多国間ネットワーク会議             |
| 2023年3月27日~ 3月28日            | ロンドン          | ASAF 会議                 |
| 2023年3月29日                   | ロンドン          | 英国エンドースメント審議会(UKEB)との会合 |
| 2023 年 3 月 30 日~<br>3 月 31 日 | ブリュッセル        | エフラグ(EFRAG)との会合         |

# (附属明細書3)サステナビリティ基準委員会の開催状況

| □  | 開催日    | 議題                                            |  |  |  |  |  |
|----|--------|-----------------------------------------------|--|--|--|--|--|
| 1  | 2022 年 | (審議事項)                                        |  |  |  |  |  |
|    | 7月7日   | (1) 委員会の運営について(非公開)                           |  |  |  |  |  |
|    |        | (2) ISSB 公開草案「IFRS S1 号『サステナビリティ関連財務情報の開示に関する |  |  |  |  |  |
|    |        | 全般的要求事項』」に対するコメントの検討                          |  |  |  |  |  |
|    |        | (3) ISSB 公開草案「IFRS S2 号『気候関連開示』」に対するコメントの検討   |  |  |  |  |  |
| 2  | 2022 年 | (審議事項)                                        |  |  |  |  |  |
|    | 7月21日  | (1) ISSB 公開草案「IFRS S1 号『サステナビリティ関連財務情報の開示に関する |  |  |  |  |  |
|    |        | 全般的要求事項』」に対するコメントの検討                          |  |  |  |  |  |
|    |        | (2) ISSB 公開草案「IFRS S2 号『気候関連開示』」に対するコメントの検討   |  |  |  |  |  |
|    |        | (3) サステナビリティ基準諮問会議からの報告                       |  |  |  |  |  |
| 3  | 2022 年 | (審議事項)                                        |  |  |  |  |  |
|    | 10月6日  | (1) 国際サステナビリティ基準審議会における審議の状況                  |  |  |  |  |  |
|    |        | (2) サステナビリティ基準委員会の運営方針について                    |  |  |  |  |  |
| 4  | 2022 年 | (審議事項)                                        |  |  |  |  |  |
|    | 10月19日 | (1) サステナビリティ基準委員会の運営方針について                    |  |  |  |  |  |
| 5  | 2022 年 | (審議事項)                                        |  |  |  |  |  |
|    | 11月24日 | (1) サステナビリティ基準委員会の運営方針について                    |  |  |  |  |  |
|    |        | (2) 国際サステナビリティ基準審議会における審議の状況                  |  |  |  |  |  |
| 6  | 2022 年 | (審議事項)                                        |  |  |  |  |  |
|    | 12月27日 | (1) サステナビリティ基準諮問会議からの報告                       |  |  |  |  |  |
|    |        | (2) 国際サステナビリティ基準審議会における審議の状況                  |  |  |  |  |  |
|    |        | (3) 欧州サステナビリティ報告基準(ESRS)案の概要                  |  |  |  |  |  |
| 7  | 2023 年 | (審議事項)                                        |  |  |  |  |  |
|    | 1月18日  | (1) サステナビリティ基準委員会の審議テーマ                       |  |  |  |  |  |
|    |        | (2) サステナビリティ基準委員会が開発するサステナビリティ開示基準の範囲         |  |  |  |  |  |
|    |        | (3) 国際サステナビリティ基準審議会における審議の状況                  |  |  |  |  |  |
|    |        | (4) サステナビリティ基準委員会等運営規則の改正(非公開)                |  |  |  |  |  |
| 8  | 2023 年 | (審議事項)                                        |  |  |  |  |  |
|    | 2月2日   | (1) 検討すべき論点の整理(論点リスト)                         |  |  |  |  |  |
|    |        | (2)日本版 S1 プロジェクト「重要性がある(material)」の定義         |  |  |  |  |  |
| 9  | 2023 年 | (審議事項)                                        |  |  |  |  |  |
|    | 3月2日   | (1) 関連する財務諸表の作成基礎として用いた会計基準の開示                |  |  |  |  |  |
|    |        | (2) 国際サステナビリティ基準審議会における審議の状況                  |  |  |  |  |  |
|    |        | (3) 委員会の運営について(非公開)                           |  |  |  |  |  |
| 10 | 2023 年 | (審議事項)                                        |  |  |  |  |  |
|    | 3月16日  | (1) 法令により開示が禁止されている事項と準拠表明                    |  |  |  |  |  |
|    |        | (2) 一般目的財務報告及びその主要な利用者                        |  |  |  |  |  |
|    |        | (3) 第3回サステナビリティ基準諮問会議の報告                      |  |  |  |  |  |

(附属明細書 4) サステナビリティ基準委員会の委員・研究員が参加した主な国際会議

| 開催期間                         | 開催地<br>又は参加方法   | 会 議 名                        |  |
|------------------------------|-----------------|------------------------------|--|
| 2022年5月16日                   | <br>  ウェブ会議<br> | 法域別ワーキンググループ(JWG)会議          |  |
| 2022年7月18日                   | ウェブ会議           | JWG 会議                       |  |
| 2022年8月30日                   | ベルリン            | サステナビリティ報告に関する B7 カンファランス    |  |
| 2022年9月19日                   | <br> ウェブ会議<br>  | JWG 会議                       |  |
| 2022 年 9 月 26 日~ 9 月 27 日    | ロンドン            | 世界基準設定主体(WSS)会議              |  |
| 2022 年 9 月 27 日~<br>9 月 28 日 | ロンドン            | 会計基準設定主体国際フォーラム(IFASS)会議     |  |
| 2022年10月17日                  | <br>  ウェブ会議<br> | JWG 会議                       |  |
| 2022年11月14日                  | ウェブ会議           | JWG 会議                       |  |
| 2022年12月12日                  | <br>  ウェブ会議<br> | JWG 会議                       |  |
| 2023年1月12日                   | ウェブ会議           | IFASS 中間会議                   |  |
| 2023年1月17日                   | ウェブ会議           | JWG 会議                       |  |
| 2023年2月14日                   | モントリオール         | ニュージーランド外部報告審議会(NZ XRB) との会合 |  |
| 2023年2月15日                   | モントリオール         | JWG 会議                       |  |
| 2023年2月17日                   | モントリオール         | IFRS サステナビリティ・シンポジウム         |  |
| 2023年3月1日                    | 東京              | 国際サステナビリティ基準審議会(ISSB)との会合    |  |
| 2023年3月30日~<br>31日           | ブリュッセル          | エフラグ(EFRAG)との会合              |  |

# 公益財団法人 財務会計基準機構

Financial Accounting Standards Foundation (FASF) 東京都千代田区内幸町 2-2-2 富国生命ビル 20 階 TEL 03-5510-2711 (代表)

# 企業会計基準委員会

Accounting Standards Board of Japan (ASBJ)

TEL 03-5510-2719(代表)

# サステナビリティ基準委員会

Sustainability Standards Board of Japan (SSBJ)

TEL 03-5510-2719(代表)